JAUW 公開シンポジウム 2022

教育・ジェンダー・共生

- ユースの視点から見直そうこれからの日本 -



一般社団法人 大学女性協会 Japanese Association of University Women







2022 年度 一般社団法人 大学女性協会 主催 公開シンポジウム

教育・ジェンダー・共生

~ ユースの視点から見直そう これからの日本 ~

日 時: 2022年10月22日(土) 10:30~16:00

開催形式: 対面 (定員 70名) +Zoom (定員 100名) 事前申込制

対面会場: エッサム神田ホール2号館6階・中会議室1 申込方法: Google フォーム https://forms.gle/Ziuk4mFLrBokRhBN8 ロッド

または E-mail: jauw@jauw.org または Fax: 03-3358-2889 参加申込締切 (厳守) 2022 年 10 月 15 日 (土)

参加費: 1,000円 (対面、Zoom とも。学生は無料)

昼食 1,000円 (ご希望の方はお申し込みください) 振込期限 10月17日(月) ※ 振込先・申込・問合せ先・会場地図などは裏面をご覧ください。

開催趣旨

15:50~16:00

コロナ下の生活が始まって3年目を迎え、いろいろな問題が顕在化しています。そのような中で 開催する今年度のシンポジウムは「教育・ジェンダー・共生」を主要なテーマとして「ユースの視 点から見直そう これからの日本」という課題に取り組みます。基理講演は、ながらく若者に寄り添い、若者の就労や学習支援に関わっておられる津富宏氏にお願いしました。パネリストは若手研究 者、大学教員、大学生の方がたです。それぞれの立場から、現在の活動内容、現代社会が抱えている問題、自分にとっての課題などをお話していただきます。

大学女性協会はつねに「教育・ジェンダー・共生」の視点を踏まえ、社会の変革を担う女性リーダーの輩出を願って活動してきました。シンポジウムでは、ユースの声に耳を傾け、ユースの力を 日本の未来に活かし、よりよい社会を実現するために何が必要かをご一緒に考えたいと思います。 課題解決に向け、私たち一人ひとりの力は微力でも、ネットワークを広げて繋がることで大きな力 になります。シンポジウムが一歩を踏み出すきっかけになることを願っています。

プログラム

10:30~10:40 開会 挨拶 会長 岩村道子

10:40~12:10 第一部 基調講演「ケアしあう社会をつくる」 津富宏 静岡県立大学 教授

昼食・休憩 12:10~13:10

第二部 パネルディスカッション ファシリテーター 企画委員長 中道貞子

「安心して私生活と両立できる研究環境とは」

コメンテーター 津富宏 一原雅子 宮下摩維子

佐藤美帆・松浦旦周

・「子どもの貧困と養育費の確保について」 ・「誰もが学び続けるために~私たちの活動報告~」 閉会

中道貞子副会長



岩村道子会長





市川知惠子副会長

基調講演者のプロフィール

津富 宏 氏 静岡県立大学 国際関係学部国際関係学科 教授



東京大学教養学部教養学科卒業、ウィスコンシン州立大学社会学部修士課程修了、少年院などの勤務を経て、現在、静岡県立大学教授。NPO 法人「青少年就労支援ネットワーク静岡」顧問。著書に「若者就労支援『静岡方式』で行こう!!」(クリエイツかもがわ)など。

多くの人々が生き辛さをかかえる中、私たちは支えあうこと、助けあうこと、ケアしあうことが求められている。ケアしあえる社会にどのように向かうか、そのための取り組みと方向性について考えたい。また、女子学生など女性の置かれている立場に目を向けてみて気づくことについても触れたい。

パネリストのプロフィール

一原 雅子 氏 総合地球環境学研究所 京都気候変動適応センター研究員 京都支部会員



東京大学法学政治学研究科法曹養成専攻修了、京都大学大学院地球環境学 舎博士後期課程修了(地球環境学博士)。第 14 回スミセイ女性研究者奨励 賞受賞。三児の母。

育児とキャリア構築双方を目指す若手研究者たちは、公私ともに焦りや不安なく豊かな生活を送ることを願っている。研究に没頭できる研究員を想定した現在の研究者評価の在り方を見直す必要があるのではないか。報告では研究対象である気候変動問題にも触れたい。

宮下 摩維子 氏 駿河台大学 法学部 助教 東京支部会員



早稲田大学法学部卒業、同大学院修士課程を経て博士課程単位取得満期退学、ロンドン大学(UCL)LLM 修士課程修了。コロンビア大学、首都大学東京などを経て現職。

日本の子どもの貧困率、特にひとり親世帯のそれは非常に高い。子どもの貧困問題は教育格差を生み、大きな社会的損失である。その一因として挙げられる未払い養育費の回収を軸に、社会がこの問題にどう取り組むべきかについて問題提起をしたい。

佐藤 美帆 氏 静岡県立大学 看護学部 2 年生 『学生助けたいんじゃー』メンバー 松浦 旦周 氏 静岡県立大学 国際関係学部 3 年生 『学生助けたいんじゃー』メンバー





私たち学生有志で立ち上げた『学生助けたいんじゃー』は、 大学生が貧困で学びを諦めることなく、大学で学び続けられ るためのさまざまな活動を行っている。その一つは学生ボラ ンティアセンターが実施している『たべものカフェ』での食 料支援とヒアリングへの協力である。活動を通して見えてく る学生の現状を社会に向けて発信していることについても報 告する。



10:30~

開会

2022 年度 一般社団法人 大学女性協会 主催 公開シンポジウム

教育・ジェンダー・共生

~ ユースの視点から見直そう これからの日本 ~

日 時: 2022年10月22日(土) 10:30~16:00

対面会場:エッサム神田ホール 2 号館 6 階・中会議室 1/ リモート参加: \mathbf{Z}_{0000}

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町 3-2-2 TEL: 03-3254-8787

主 催:一般社団法人 大学女性協会

プログラム

総合司会 市川 知惠子

会長挨拶 岩村 道子 10:40 第一部 基調講演「ケアしあう社会をつくる」 津富 宏(静岡県立大学 国際関係学部国際関係学科 教授) 12:10 (休憩) 第二部 パネルディスカッション 13:10 趣旨説明 中道 貞子 パネリストの発表 1 「安心して私生活と両立できる研究環境とは」 一原 雅子(総合地球環境学研究所 京都気候変動適応センター研究員 京都支部会員) パネリストの発表2「次世代のためにできること-教育と研究―」 宮下 摩維子 (駿河台大学 法学部 助教 東京支部会員) パネリストの発表3「誰もが学び続けるために一私たちの活動報告ー」 佐藤 美帆 (静岡県立大学 看護学部2年生『学生助けたいんじゃー』メンバー) 松浦 旦周 (静岡県立大学 国際関係学部3年生 同上メンバー)

14:35 (休憩)

14:50 パネルディスカッション

パネリスト 一原 雅子・宮下 摩維子・松浦 旦周・佐藤 美帆

コメンテーター 津富 宏 ファシリテーター 中道 貞子

15:50諸連絡16:00閉会

(一社)大学女性協会 公開シンポジウム 開催趣旨

コロナ下の生活が始まって3年目を迎え、いろいろな問題が顕在化しています。そのような中で開催する今年度のシンポジウムは「教育・ジェンダー・共生」を主要なテーマとして「ユースの視点から見直そうこれからの日本」という課題に取り組みます。基調講演は、ながらく若者に寄り添い、若者の就労や学習支援に関わっておられる津富宏氏にお願いしました。パネリストは若手研究者、大学教員、大学生の方がたです。それぞれの立場から、現在の活動内容、現代社会が抱えている問題、自分にとっての課題などをお話していただきます。

大学女性協会はつねに「教育・ジェンダー・共生」の視点を踏まえ、社会の変革を担う女性リーダーの輩出を願って活動してきました。シンポジウムでは、ユースの声に耳を傾け、ユースの力を日本の未来に活かし、よりよい社会を実現するために何が必要かをご一緒に考えたいと思います。課題解決に向け、私たち一人ひとりの力は微力でも、ネットワークを広げて繋がることで大きな力になります。シンポジウムが一歩を踏み出すきっかけになることを願っています。

目次

2022年度 公開シンホシワム ごあいさつ	-
一般社団法人 大学女性協会 会長 岩村 道子	1
基調講演	
ケアしあう社会をつくる 津富 宏(静岡県立大学 国際関係学部国際関係学科 教授)	2
基調講演 Q&A	8
パネルディスカッション	
パネルディスカッション 開催趣旨	10
パネリストの発表1	
安心して私生活と両立できる研究環境とは 一原 雅子(総合地球環境学研究所 京都気候変動適応センター 研究員 京都	
パネリストの発表2	
次世代のためにできること— 教育と研究 — 宮下 摩維子 (駿河台大学 法学部 助教 東京支部会員)	17
パネリストの発表3	
誰もが学び続けるために 松浦 旦周(静岡県立大学 国際関係学部 3 年生『学生助けたいんじゃー』メ	
佐藤 美帆 (静岡県立大学 看護学部2年生『学生助けたいんじゃー』メンバ	
パネルディスカッション	29
パネリスト 一原 雅子・宮下 摩維子・松浦 旦周・佐藤 美帆 コメンテーター 津富 宏	
ファシリテーター 中道 貞子	
	36
2022 年度公開シンポジウム 企画委員長 中道 貞子	
事後アンケート結果報告	37
* max = * · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
一般社団法人 大学女性協会 2022年度 公開シンポジウム担当委員	40

ごあいさつ

一般社団法人 大学女性協会 会長 岩村 道子

本日は大学女性協会の公開シンポジウムにご参加くださりありがとうございます。

私共はコロナ禍が始まった2020年度から対面・オンラインのハイブリッド形式でのシンポジウムやセミナーを開催しております。これまでは人数制限を厳しく行った対面参加よりも、多数の方が全国からオンラインでご参加くださいました。コロナの脅威が以前より軽減した今回は対面での定員数を増やしましたので、多数の方がこの会場にお見えになっていらっしゃいます。

2018 年度からは「教育・ジェンダー・共生」をメインテーマとしてシンポジウムとセミナーを開催しています。はじめの2年間は「ジェンダー・共生」を軸としておりましたが、次の2年間は「教育」に軸足を移しコロナ禍により変化した社会を教育の面から眺めました。2020 年度初頭から全国的に開始されたオンライン教育への対応について中学・高校、大学などの教員の方々にお話しいただきました。

今年度は教育の現場から一歩踏み出して「ユースの視点から見直そう これからの日本」をサブテーマとして、日本の社会の変化を見ることにいたしました。国民の6人に1人は生活困窮者といわれる日本では、コロナ禍そしてロシアのウクライナ侵攻にともなう経済封鎖、加速する円安やインフレなどで、今後その状況はさらに厳しいものになっていくと思われます。現在の日本の状況、特に現役世代が直面している問題について、大学や研究所に所属している基調講演者とパネリストの皆様にそれぞれの立場からお話しいただきます。

基調講演者の静岡県立大学国際関係学部教授 津富宏先生は、「ケアしあうコミュニティをつくる」という理念のもと、一般社団法人静岡学習支援ネットワーク顧問などを兼務されて、青少年の学習・就労支援に取組んでおられます。少年院に教官として勤務されたご経験もおもちです。コロナ禍を契機として静岡県立大学には、津富先生の呼び掛けで学生が主体となって「ケアしあうキャンパスをつくる」ためのボランティア団体が立ち上げられています。このボランティア活動については、パネリストの二人の学生さんからお話しいただきます。パネリストの一原雅子さんは研究所研究員、宮下摩維子さんは大学教員で、お二人は大学女性協会の若手会員としての活動もなさっておられます。今日は、現役・若手・女性というお立場からお話しくださいます。

なお、大学女性協会ではセミナー・シンポジウムを開催後、詳しい報告書を作成して会員、関係団体などにお送りし、また、本協会のホームページのアーカイブのページに掲載しております。国際的にみても日本はジェンダー不平等が著しいことが問題になっておりますが、大学女性協会ではこの問題をこれまでに度々取り上げてきております。ホームページを開いて私共のセミナーやシンポジウムの流れをご覧になっていただければ嬉しく存じます。

それではどうぞ、今日のシンポジウムをお楽しみください。

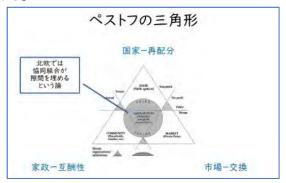
基調講演 ケアしあう社会をつくる

静岡県立大学 国際関係学部国際関係学科 教授 NPO 法人青少年就労支援ネットワーク静岡

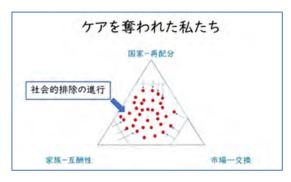
一般社団法人静岡学習支援ネットワーク・『学生助けたいんじゃー』 津富 宏

ケアを奪われた私たち

脱工業化社会では、産業社会を支えた中産階級が凋落し、上位1%に世界の富の半分が集中する。 人々は滑り台を転げ落ちないように必死となる。 この状態を理解するのに有用なのが、ペストフによる社会の図式化である「ペストフの三角形」である。



この三角形は、人々が小さな三角形(国家=再配分、家政=互酬性、市場=交換)によって支えられていることを示している。しかしながら、脱工業化社会においては、国家、市場、家政による包摂能力が減少し、ケアを奪われて、真ん中の空間に放り出される人々が増えている。



この空間に投げ出された私たちは、「いし・かわら・つぶてのごとくなるわれら」(親鸞) として生き延びることが求められている。

ケアを社会の中心に置く

イギリスのフェミニスト研究者たちが書いた 『ケア宣言』には次のような記述がある。

「そもそも社会を構想する際に前提となる、(心身ともに)自立し、(意思を貫徹し、自己立法に従い続けることが自己実現だと信じることができる)自律した個人といった社会が求める個人像に、フェミニストたちは根本的な批判の目を向けるようになる。彼女たちは、自立/自律していることを自認した個人こそが、ケアを担う者たち(≒女性)に依存しつつ、彼女たちを貶めてきた歴史と現状を批判するだけでなく、個人像を脆い、傷つきやすい人に定位し、他者とのケア関係のなかでようやく自尊心や諸価値を体得していくプロセスとしての個人化の途上にある人から、社会を構想するようになる」(p.199)

すなわち、自立/自律した個人ではなく、脆弱な私たちを出発点に、この社会を構成し直そうというのである。「ケアを奪われた私たち」こそが出発点である。

ケア宣言

同書は、「この世界は、ケアを顧みないこと carelessness (無関心、無配慮、不注意、ぞんざい さ) が君臨する世界です」(p.1)という問題提起から始まる。しかしながら、「私たちのほとんどは、必要なケアなしに他者が放置されているのを見て、実際に喜んでいるわけではないし、残酷で破壊的な衝動を持っているわけでも」ない。そこで、「もし生活の中心にケアを置いてみるならば、一体何

が起こるのかと今こそ問う」(p.8)というケア宣言 が行われる。

ケアとは何か

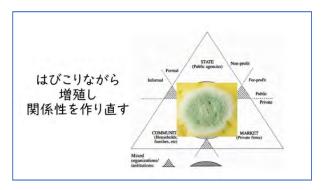
同書では、「ケア」という語を、「家族ケアや、 ワーカーたちがケア・ホームや病院で、そして先生たちが学校で実践している直接手をかけるケア、 そしてその他のエッセンシャル・ワーカーたちによって提供されている日々のサーヴィス」を含む広範な意味、「すなわち、様々なものを貸し出すライブラリーの運営、つまり協同組合的な代替案である、連帯経済の構築に関わる活動家たちによるケアや住居費を低く抑えたり、化石燃料の使用を抑え緑地を拡大させようとしたりする政治的な政策」を意味するものとして用いる。

すなわち、「『ケア』とは・・・生命の福祉と開花にとって必要な全ての育成を含んだ、社会的な能力と活動」であり、「政治的、社会的、物質的、そして感情的な条件を提供するという個人的かつ共同的な私たちの能力であり、そうした条件によって、この地球に生きる人々とその他の生物のほぼすべての生命が、この地球とともに生きながらえ、繁栄すること」を可能にするものである。

ケアしあうコミュニティをつくる

明治学院大学の猪瀬浩平が書いた『分解者たち』という本がある。同書は、「この本は、『とるに足らない』とされてきたものたちをめぐるものだ。どこにでもありそうな、取り立てて特徴的なものもないように見える地域が舞台だ」(p.14)と始まり、「東京の<果て>にある見沼田んぼに流れ着いたものたちを/と分解しながら、この時代を生き抜くためのよりどころにしていく」(p.379)と終わる。

そう、この本は、「いし・かわら・つぶてとなる われら」が、見沼田んぼという「追いやられた者 たちの空間」にある養分を分解し、再生しながら、 新たな秩序を生み出す過程を描いている。ペスト フの三角形に放逐された私たちは、カビのように この隙間で増殖する。



既存の秩序が脆弱な者を包摂するのではなく、 脆弱な者たちが新たな秩序をつくりだし、既存の 秩序を侵食していくというアイディアは以下のよ うにそこかしこで生まれている。

解放区をつくる

ダルクは薬物などの依存症者の共同回復の場であるが、三重ダルクの市川岳仁は「回復」について、「薬物を使わないことではない/問題を自分一人で解こうとしないこと/仲間となること・孤立から引き出されること/仲間を支える経験をすること/生成的目標を持つこと/新しい人生を手に入れること/自己ラベリングすること/アディクトと『自認』すること」と述べている。ここにあるのは、既存の秩序にとらわれず、自ら「アディクト」であると高らかに名乗る解放区である。

関係性を作り直す

吉間慎一郎は山谷でのボランティア経験をもとに、「協働モデル」を提唱している。協働モデルとは、「伴走者と当事者のゆるやかな関係性を基礎として、お互いの無力さや弱さを受け入れて自分から変わるという実践を第三者を巻き込んで行っていく相互変容過程」(p.47)であり、「・・・当事者と支援者とを切り分けず、両者の立場は絶えず入れ替わったり揺れ動いたりしていることを受け止める」(p.49)というものである。すなわち、伴走者(支援者)の側は「正解」を持たず、境界線を絶えず引き直す取り組みである。

境界線を引き直す

教育学では、インクルージョン(包摂)に対置して、トランスクルージョンという概念が提起されている。ガート・ビースタによると、「・・・『包摂』は、私が『位置の移動』と呼んだもの、つまりアウトサイダーの場所からインサイドの場所に移動することにかかわるだけではなく、同時に、『地平の移行』つまり包摂と排除の緊張が高まる『地平』そのものを再定義することを必要とする」(ビースタ、2021)とあり、まさに、境界線の引き直しである。

また、障がい学では、クリップ理論が提唱されている。辰巳一輝によれば、「クリップという語を用いることは、私は健常者である/障害者でないという線引きそのものを攪乱する契機となりうるのである。このアイデンティティの攪乱という発想は・・・法律や社会制度よりも根本にある健常者中心主義的な価値基準を暴露し動揺させるという、新たな戦略を障害運動にもたらしている」。これまた、境界線の引き直しであり、自らの名乗りの獲得である。

ケアしあう大学をつくる

静岡県立大学における取組みは学生からの報告 に譲るが、ここでは、この活動に参加している学 生の声を報告したい。

- もしこの活動が「だめだ!」と言われたとして も困っている人を置き去りにすることはできま せん。
- ・活動を通じて感じたのは、常に歩み続けなけれ ばならないことです。私たちは困っている学生 の代弁者という立場です。私たちが学生の声を 発信すること、活動することをやめてしまえば 学生の声はどこにも届かず現状は何も変わりま せん。どんな壁にぶつかろうとも、私たちには 待っている人がいるのだから歩みを止めてはい けないのだと思います。

- ・「あれっ?」と思ったことはそのままにしてはいけない、動こうとすれば動けるということを学べるという点で意味があると思います。動けると分かったため、「おかしい、どうにかしなくてはいけない、どうにかしたい」という想いはそのままにしておくのはもったいないと感じました。最初は少しずつでも積み重ねていけばできるのだと学びました。
- ・親にも頼れない人がいること、実家暮らしなの に全て自分で頑張らなければならない人、いろ んな人に出会いました。この活動をしていなか ったら私は知らないで生きていました。
- ・「困っている」と発信することは容易ではなく、 周囲の環境・サポートが必要だと感じました。 そして、その「困っている」は見えづらい・・・ すこしでも「見える」ように「困っている」を 発信することが大事です。
- ・活動を続けるうちに賛同してくれる人、応援してくれる人が増え、行動が拡散される事によって私たちでは届かなかった部分にまで情報を届ける事ができるようになりました。自分が知ってしまった問題を見て見ぬふりをするのではなく、それぞれが少しずつ行動する事によって、波紋が広がりやがてそれが合わさって、大きな動きになると思います。
- ・貧困は本人の努力不足のように言われてしまうと、悔しく感じます。そこに存在しているのは本人の問題だけなのでしょうか。学びたいと思う人が学び続けられる、そんな環境を大学や社会が作っていく必要があると思います。
- ・困っている学生一人一人に向き合える仕組みを、 大学や社会の中に拡充させることが大切だと思 います。「悩んでいる学生は少数だから見過ごし ていい」という考えは、長い目で見れば社会の ためにならないと思います。
- ・(活動してよかったのは) 仲間がたくさんできた ことです!『たべものカフェ』で出会った方(利

用して下さった方)、ボランティアとして一緒に活動してくれる方・・・たくさんの素敵な仲間に出会うことができました。仲間がいるから辛い時に踏ん張れますし、辛さや悔しさも同じ立場で共感することができます

・仲間の存在、道標、力になる。あったかい気持ちになるんだよなぁ。ひとりじゃできないけれど、みんなが居ればできることがたくさんあった!!

私はこのような声を聴かせてくれる学生を心から尊敬する。学生たちは、ささやかではあっても、つながりあいながら権力関係に挑戦し、社会を変革できる「主体」として活動している。

ケアしあう地域コミュニティをつくる

私が、仲間とともに地域で取り組んでいるのが、 就労支援の活動である。この活動は、青少年就労 支援ネットワーク静岡という団体が、県内で展開 しており、この団体は、「静岡県内の働きたいけれ ども働けない人びとに対して、市民のネットワー クによる伴走型の就労支援を提供することを通じ て、働く喜びを分かち合える、相互扶助の社会を つくることを目的」としている。その活動の概況 を、次のスライドに示す。



県内でいろいろな事業を受託しながら、毎年 1000 人弱の方と出会って支援を行っているが、そ の中核は、2000 人を超えるボランティアである。

私たちは、この就労支援のやり方を静岡方式と 呼び、以下の3つの原則に沿って行っている。

1 相手を信じる

IPS (Individual Placement and Support)という、精神障がい者の就労支援の方法がある。IPS の原則は以下のとおりである。

- ・一般雇用(最低賃金)を目指します
- 働きたい人はどんな人でも支援します
- ・ 医療の支えを得ます
- ・本人の好みを尊重します
- 訓練やカウンセリングではなく、ただちに職探 しを始めます
- ・本人の好みに沿って、地域の職場を探します
- ・本人の望む限り、ずっと支援します

本人のことを働けると信じるので「ただちに職探しを始める」。全世界で行われた 28 件のランダム化比較試験のいずれにおいても、IPS (職探し先行型)による支援のほうが、従来型 (訓練先行型)の支援よりも一貫して就労率が高いことが示されている。「この人は働ける」と信じて支援することの効果は圧倒的である。

2 伴走する

就労支援を望む人びとは、自分一人の力ではなかなか仕事につながらない。就職活動がうまくいくとは思えないので、一歩が踏み出せない。たとえば、電話ができなかったり、企業の敷地に入れなかったりする。そこで、私たちが行うのが伴走である。一人で行くのには勇気がいるというとき(あくまで本人が主人公であるが)、私たちは本人に同行し、この社会にいる「いい人」につなげていく。



3 仲間をつくる

私たちが大事にしているのは、就労支援の過程を通じて、仲間をつくっていくことである。仲間づくりに役立つのは、南方熊楠の萃点(すいてん)という概念である。鶴見和子は、萃点について、「そこですべての人々が出会う出会いの場、交差点みたいなもの(中略)非常に異なるものがお互いにそこで交流することによって、あるいはぶつかることによって影響を与えあう場―それが萃点」と説明している。萃点は固定されているわけではなく、絶えず、ダイナミックに動く。

私たちは地域の困りごとを萃点と見立てる。私 たちは困りごとを通じて交流し影響を与え合う。



地域には多くの困りごとがあり、私たちはわら わらとそれを取り巻き、化学反応を起こす。一例 をあげよう。

例 19歳女性: 定時制高校在学時、母の再婚を機に家庭内に居場所をなくして、自宅の納戸で過ごす。継父から卒業したら生活費は一切出さないと言われ、自力就労を目指す。ボランティア(40代女性、製造業)のもとでアルバイトをしながら、ボランティア(30代男性、製造業)の伴走で、転居を伴う異動のない製造業を中心に見学。さらに、住居探し(70代女性、自営業;40代女性、自営業;50代女性、団体職員)や家財の寄付(30代男性、公務員;40代女性、団体職員)、廃店になる店舗在庫の生活用品や原付の寄付(30代男性、自営業)、名義変更の伴走(30代女性、自営業)、

暮らしを始める。

このようなケアを通じて、私たちは、ペストフ の三角形の真ん中を埋め尽くしていく。



ケアしあうまちをつくる

今、南欧を中心に急速に進展しているのが、ミュニシパリズム(自治体中心主義)というまちづくりの考え方である。最近は、杉並区でもミュニシパリズムの考えに立つ区長が誕生した。

ミュニシパリズムの中心地のひとつはスペインのバルセロナだが、そのバルセロナの市民団体がまとめた、FearlessCities (『恐れぬ自治体』)という本がある。恐れぬというのは、グローバリゼーションを恐れないという意味である。同書によると、ミュニシパリズムの3つの根本的特徴は、①政治の女性化(feminization)、②具体的なアクションの重視、③国際的な連帯である。ここでは、政治の女性化について説明しよう。

政治の女性化

政治の女性化について、同書は、「・・・私たちは、フェミニズムとその教えの、政治的な実践の一形態としての中心的な重要性を絶えず主張しなければなりません。なぜなら、これは『フェミニズムなくして革命なし』という古い格言の実践であり、日常生活や常に起こっていることへの介入なくして、真の変革はありえないからです」、「・・・政治の世界で勇気を持つということは、人間の条件の脆弱性と相互依存性を受け入れ、すべての行動の基礎とすることです。また、個人の全能感や、

強い者が他の者を支配するという誤った考えに基づいたシステムに反発することでもあります」、「政治を女性化するということは、社会の対人関係やコミュニティのニーズを現実的に考えることであり、世界から独立した理想的な強い個人が、実際には他者(通常は女性)のケアに依存していることを決して忘れないことです」と説く。

つまり、政治の女性化とは、単に男女平等を求めるのではなく、家父長制に挑戦し、個人の脆弱性をもとに社会関係をつくり直し、ケアを一方的に押し付けない社会をつくることである。

その上で、具体的な方策として、① 地位の平等: 政治が行われる空間における男女の平等性。とり わけ、意思決定をする立場について、男女のバラ ンスをとり、リーダーシップを共有すること、② 発言の平等:コミュニケーションにおいて、女性 をはじめとする少数派に平等な発言を保障し、集 合的な知性を活用するメカニズムを構築すること。 たとえば、会議で男女が交互に発言するという習 慣、③ 役割の平等:女性の政治参加を保障するた めに、政治的・個人的な責任を男女間で真の意味 で分担できるようにすること。たとえば、会議の 時間や方式(リモート参加など)、④ あらゆる政 策におけるジェンダー平等:ジェンダーや階級の 観点から求められる民主主義への参加の拡大。た とえば、ジェンダーへの影響を考慮した予算作成・ 交通計画、ジェンダーパリティなどを考慮した入 札、などを提唱している。

ケアしあう経済をつくる

このところ、急速に、南欧やラテンアメリカを中心に展開されているのが、社会的連帯経済である。短く言えば、助け合いの経済/相互扶助の経済であり、難しく言えば、カール・ポランニーが資本主義を乗り越えるために提唱した、土地・労働・貨幣の脱商品化=コモンズ化を推進する、すなわち、土地(=自然)の脱商品化=(再)公営化、労働(=人間)の脱商品化=協同組合・結社、貨幣の脱商品化=時間銀行/減価貨幣などの取り組みである。

社会的連帯経済を学ぶために、ジャーナリストの工藤律子さんの導きで、静岡県立大学の学生と私は、スペインを案内していただいた。そこでは、高齢者が力を合わせて建てた終の棲家としての共同住宅、障害を持つ方の働く場としてのヨーグルト工場、小学校でつくった堆肥を換算した地域通貨など、様々な取り組みが生き生きとおこなわれていた。

最後に

ケアする社会はもう始まっている。身近なとこ ろから始めよう。

参考資料

- 1. Pestoff V. 1992 Third sector and cooperative social services—An alternative to privatization. Journal of Consumer Policy, 15(1), 27-45.
- 2. 親鸞仏教センター 2018 『現代語 唯信鈔文意 親鸞思想を読み解く』 朝日新聞出版
- 3. ケア・コレクティヴ 2021 『ケア宣言: 相互依存の政治へ』 大月書店
- 4. 猪瀬 浩平 2019 『分解者たち――見沼田んぼのほとりを生きる』 生活書院
- 5. 市川 岳仁 2019「アディクトの人生に寄り添う」 犯罪社会学研究 44:63-79.
- 6. 吉間 慎一郎 2019 「社会変革のジレンマ」 犯罪社会学研究 44: 46-62.
- 7. ガート・ビースタ 2021 『教育にこだわるということ:学校と社会をつなぎ直す』 東京大学出版会
- 8. 辰己 一輝 2021 「2000 年代以後の障害学における理論的展開/転回: 「言葉」と「物」、あるいは「理論」と「実践」の狭間で」 共生学ジャーナル 5 22-48.
- 9. 鶴見 和子 2001 『南方熊楠・萃点の思想』 藤原書店
- 10. Barcelona En Comú 2019 Fearless Cities : A Guide to the Global Municipalist Movement. New Internationalist.

基調講演Q&A

- **Q**: 津富先生が静岡県立大学で先ず始められた身近なことは何でしたか。それにはどのような工夫をされましたか。また、どのような苦労がありましたか。どのくらいで成果につながりましたか。
- A: 今日の話で、ペストフの三角形の真ん中が Associations だったのに気づいたと思いますが、私は Associations というのは自発的結社で社会の鍵だと信じています。私が大学に来て最初にしたこと は、学生さんとの雑談でこういうことをしたいと聞くと、ではこれを作ったらと言ったことです。 学生時代に自発的結社を自分たちで運営する経験はすごく大事で一生の宝だと思っています。

学生さんと一緒に話し合い、軌道に乗るまで学生さんを応援し続けました。苦労はむしろ軌道に乗ってからです。何のためのサークルかとか、あまり理解できないものを後輩が引き継いでしまうと低調になって、折角積み上げてきたものがなくなってしまいそうになります。もったいないので、何のためにやっているのかといった話をする時が来るのかなあと思います。

学生さんが自主的に活動を始めて大体一年もすればサークルは回りだすという感じで、できるようになったサークルは 10 くらいあると思います。それが私が大学で始めたいちばん大切なことで、 卒業生たちもたくさん社会で活躍してくれています。

- Q:活動する上での問題点は何でしたか。どうやってそれを乗り越えられましたか。
- A: 試行錯誤でやるという信念を強く持っているので、多少うまくいかなかったからといってあまり気にしないんですが、就労支援の活動でいちばん難しいと思うのは、団体の本質をどうやって維持するかということだと思います。働いている方とボランティアが対等性をもとにつながればいいんですけれど、ボランティアの方が働いている方を下に見るようになっていると感じる時もあります。この文化を作るのはすごく時間がかかると思っています。
- Q: ケアしあう社会をつくるにはコーディネーター養成が急務だと思います。どんな専門職養成の必要 があると思いますか。現在ある専門職で特にしっかりしないといけない職種は何ですか。
- A: ケアしあう社会をつくるためには、専従の人たちが市民との対等な関係をどう作るかがすごく大事だと思っています。普通に考えると、いちばん期待するのは社会福祉協議会ですね。彼らが何を目的にするかが根幹で、今まであった事業を淡々とやり続けると、ケアしあう社会までは届かないと思います。逆に私も含めて、ある程度伝えるものを持っている人は福祉とか領域にこだわらずに関わっていくべきだと思っています。あとは、技能実習生問題とか奨学金問題だとか困りごとにたくさん出会うコミュニティユニオンは可能性があるように思います。
- Q: ケアできる社会のためには時間的にも金銭的にも余力が必要なように思います。その余力を生むために、社会がするべきことはあるでしょうか。
- A: できる範囲のことをできる社会をつくることが大事で、私たちが大切にしているのはどんな方にでもボランティアしませんかとお願いをしてみることです。例えば、以前シェフをされていた方だったら子供食堂でご飯を作るとか、時間的余裕がなくても「家に余っているものがあるよ」と言って提供していただくとか、参加の仕掛けを作ることが大事だと思います。
- Q: 互いにケアをしあえる相互依存性が全ての人の共通認識になることが理想ですが、現状は一部の社 会的弱者がケアを押し付けられている構造があると思います。「ケアする人へのケア」がまず必要

に思います。この点への先生の考えをお聞かせください。

A: いちばん大事なのはこれが可視化されることです。コロナの休校が始まった時に、私たちの地域では直ちにその問題に気づく人たちがいたので、あっという間に宅配を始めました。構造を共有すると、同じ構造があちこちにある事が分かってきて、どこかでケアが行き止まりみたいになっている人がいて、そこがいちばん大変だったんです。

もう一つは、あなたたちが主人公なんだよというストーリーをちゃんと作ることだと思います。 ヤングケアラーたちが自分の立場やプライドを持って家族を支えていることを否定されたと感じることもあると思いますので、当事者中心に運動を作るということではないかと思います。

- Q:ケアしあう社会にするために、気づいた人や理解できた人が、身近なところから始めることは本当 に必要なことだと思います。それが広がって、行政や議会の意識に変化が生まれて自治につながる と思います。静岡では、どのくらい行政の意識の変化につながっているのでしょうか。また、スペインではいかがですか。
- A: スペインはリーマンショック前にユーロ圏に入ってバブルが起きていました。リーマンショック後、 住宅ローンを抱えた人たちが家族ごと路上に出るようなことが起きて大問題になり運動が起きた わけです。ポデモスという国政政党が出て社会変革をしようとしたんですが失速しつつあります。 今はバルセロナのように地域政党が動いています。フランコ時代に生き抜いた協同組合のように歴 史を背負っている団体がいっぱいあり、やはり文化と伝統ってすごく大事だと思います。

静岡であれば石油コンビナート反対運動とか、火力発電所反対運動とかいろんな住民の歴史があって、そういうものをきちんと築いていくことが大事だと理解しています。現状ではまだまだですが、学生たちが直接県会議員に働きかける運動を行っています。ただ、選挙で多数派をとるのは非常に困難だろうと思います。今日も政治家の方がおられるので是非よろしくお願いします。

Q: 杉並区での取り組みについてお話しください。

A: 杉並区の具体的な取り組みは、岸本聡子区長が動画などを発信されているので見るとよいと思います。支援者の多くの人はミュニシパリズムについて勉強されていると思います。支援者の方々は岸本さんがミュニシパリズムの日本の第一人者であるという理解をして、区長選に出てくださいとお願いされたという理解をしています。

Q: ケアを中心とした社会の構築をゼロからスタートするよりも、教会などと協働しながら進めれば、 その実現が早くに進むのではないでしょうか。

A: コミュニティ・オーガナイジングは、カソリック教会と労働組合の連携により始まりました。沼津では沼津の仏教会の背後支援があります。宗教の力を借りるのはとても大切だと思います。

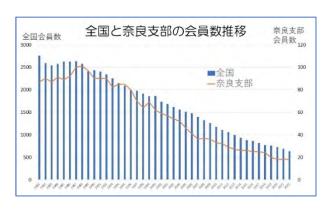
Q:日本の場合、ケアというと"女性"が浮上します。安易に政治・政策論に女性を登場させると、理論は男性、行動は女性の二分化になりかねません。いかに進めたらよいかご意見をお願いします。

A: 女性が主導の場面を増やして行くしかないと思います。県立大学は女子の方が多くてサークルも女性が代表のところもたくさんあります。今の学生同士は男女で普通の会話をしていて、私たちの時代と全然違うものがあります。こういう人をたくさん社会に送りだすしかないと思います。女子には是非、のびのびさせていく企業に入っていただきたいと思っています。

パネルディスカッション開催趣旨

2022 年度公開シンポジウム 企画委員長 中道 貞子

私は 2020 年度からの 2 年間は調査・研究担当 理事に、そして 2022 年度からは企画担当副会長 に就任しました。理事として活動する中で、大学 女性協会が素晴らしい人材の宝庫であることがわ かるとともに、それが次世代にうまく引き継がれ ていないことも感じました。理事会で毎月報告さ れる会員数は減る一方であり、ご逝去による退会 者数が多いのが印象的でした。特に、2020 年には COVID-19 パンデミックが日本でも始まり、対面 でのイベントの多くができなくなった時期でもあ ります。



上図は、過去 40 年間の全国および私が所属する奈良支部の会員数推移を示したグラフです。近年、急激な会員減少が起きていることがわかります。私たちはこの現実を受け止め、先輩たちが切り開いてこられた女性活躍のための道を閉ざすことなく、どのように次世代にバトンを渡していくのかを考える必要があると思います。

そこで、今年度公開シンポジウムのサブテーマは「ユースの視点から見直そう これからの日本」としました。ユースの定義は、国連では15~24歳、YWCAでは18~35歳、GWIでは40歳未満(50

歳未満とも)などいろいろありますが、ここでは 「自分より若い次世代」というくらいのイメージを もっています。



上図は、大学女性協会のウェブサイトのなかの「啓発・提言」のページです。私たちは「より良い社会を作りたい」との願いをもち、セミナー・シンポジウムを開催しています。また、調査・研究活動を報告としてまとめ、活動を通して分かったことや考えたことなどを「私たちの声」として発信しています。今回のシンポジウムではユースの声に耳を傾け、ユースの力を日本の未来に活かし、より良い社会を実現するために何が必要かをご一緒に考えたいと思います。そして、次年度の全国セミナーでは、さらにその議論を深めていけることを願っています。

コロナ下で、私たちは密集・密接・密閉の3C

Crowded/Close-contact/Confined

回避を余儀なくされました。今後の30として

Communication/Collaboration/Continuation 「つた(伝)える・つな(繋)げる・つづ(続)ける」ことを心にとめて今回のシンポジウムを開催したいと思います。

安心して私生活と両立できる研究環境とは

総合地球環境学研究所 京都気候変動適応センター 研究員 一原 雅子

1. 本報告の背景

私には娘が3人おり、三女が保育園に入園できたことを機に大学院の博士後期課程に入学して、本格的に研究者の道を歩み始めました。夫は私のキャリア形成や家事育児の分担に理解のある人で、助け合いながら今日まで研究者として歩んできました。しかし、母親でありながら研究を続けることが、いかに外から見えづらい、かつ偏った負担を伴うものであるか、度々疑問を感じてきました。加えて、学生時代の同輩や後輩である女性の多くが、子を設けることや、人によっては結婚すら、研究者としてのキャリアの障壁になるのではないかと悩む姿を見てきました。

このような現状を放置していては、女性にとって研究者という職業はワークライフバランスをとりにくい、魅力に乏しい選択肢として在り続け、結果として研究界における女性構成員の割合が一層低下してしまいます。そうなれば、女性だからこそ持てる研究者としての感性や問題意識は、益々研究界に届かなくなってしまい、研究界から発信される成果から多様性が一層失われてしまうでしょう。研究は社会のよりよい発展のために極めて重要な役割を担う分野です。ここからの発信に十分な多様性が確保され、かつ社会に遍在する多様な課題がとりあげられなければ、社会全体の今後の方向性にも悪影響を及ぼすでしょう。

本報告は、かかる問題意識を背景として、女性研究者が安心してワークライフバランスを維持できるような研究環境を模索しようとしたものです。 その際、自分の経験や文献等を参照しました。以 下、2章では女性研究者が置かれている現状について、自分の経験に照らして述べます。なお、本報告では主にワークライフバランスの維持という課題に焦点をあてる目的から、同じく女性研究者が度々直面するセクシャル・ハラスメントの問題については触れません。これを踏まえ、3章では対策の方向性について、幾つかの提案を行います。終章となる4章では、今後の研究界の在り方について、若干の展望を述べます。

2. 現状と課題

今日、研究者という職業は、一般的な女性にと っては必ずしも「なりたい職業」として選択肢の 上位に上がってくるものであるとはいえません。 第一生命保険会社が例年、小・中・高校生に対し て行っている「なりたい職業ランキング」調査に よれば、過去数年の調査結果において、男子では 学齢期を問わず、「学者・研究者」がトップ10内 に入ってくる年が数年あります。しかし、女子で は一度もありません(参考資料1参照)。その原因 は多数あると推察されますが、中でも女性研究者 がどういうキャリアライフを歩んでいるかがあま り知られていない、つまり情報発信をする女性研 究者の絶対数も少なければ、本業以外にそういっ た普及啓発に時間を割く余裕のある女性研究者が 限られているといった事情は大きいのではないで しょうか。

それでは、研究者になる際に男女で雇用条件に 形式的な差があるかというと、むしろ多様な他の 職業と比較すると平等であることが多いのです。 問題はむしろ実質的な不平等をもたらす複数の要 因にあると思われます。以下、順に指摘します。

(1) 研究に充てられる時間の差

研究という職業の性質上、かける時間と成果は 比例しませんし、進捗にも波があります。少なく とも私自身の研究は、思考が滞る時はどんなに考 えても筆が進まない一方、着想を得た時には寝食 を忘れて夢中でパソコンに向かい続けるような進 み方をします。しかも、着想を得る時というのは 大抵、子どもの世話をしていたり、保育園の送迎 時であったりするため、「今だ!」と思ってもまと まった時間を確保してパソコンに向かえない状況 にあるのです。どんなに書きたい時でも三食の準 備や子どもの送迎は省略できません。単身で暮ら して研究をしていれば、一時的に食事時間を変え たり睡眠時間をずらしたりすることも、緊急避難 的に可能だと思いますが、そういったことはとり わけ母親にはしがたいものです。この、常に生活 リズムを保ち、そのうち一定時間は研究できない という制約は、上述のような研究という職務特性 に照らしたとき、せっかく思いついた着想につい て、それが鮮度を失う前に思考を深めることが 度々ままならないという意味で、フラストレーシ ョンとなりがちです。

(2) 学会・研究会への参加に関する障壁

研究者にとって学会や研究会への参加は国内外 含めて重要ですが、オンライン開催のものを含め て、平日の夜間か祝祭日に開催されることが殆ど です。まだ子どもが幼い場合、まず数日にわたっ ての出張となると、よほど家庭内の協力を得られ る場合か、お金に糸目をつけずにシッターさんを 頼めるような場合でなければ難しいでしょう。そ れとても、数日子どものそばにいられない(不合 理な要素も含む)うしろめたさを背負って出張に 出ることになります。そしてたいてい帰宅後は子 どもの寂しさを埋め、たまった家事に追われ・・ ということになりがちです。また、宿泊を伴うも のはやはり障壁が大きいでしょう。いずれにせよ 出張となると、女性研究者は事前事後の準備に、 あまり気づかれないけれども多大な労力を割かざ るを得ないのです。

そこまではいかないとしても、平日の夕飯時に オンラインの会合に出ようと思えば、夕飯準備を 早めに済ませ、夕飯をとる子どもたちを片目に見 ながら会合に参加して、イヤホンを耳に突っ込ん でなんとか話に集中するか、心を鬼にして子ども たちだけで夕飯を食べさせ、食べ終わったらテレ ビ等を(あまりよくないと認識しつつ)つけっぱ なしにして、会合に出るより他ありません。こん な苦労を、どれだけの男性研究者が普段から想像 できるでしょうか。

(3) 社会的文化的な刷り込み

世代や地域、また個々の家庭の価値観によって 差があるとはいえ、多くの場合、家事、育児、介 護等の家庭内の役割は女性が担って当然とされて きました。また、地域における自治会役員や、子 どもの学校における PTA の役回り、幼稚園、保育 園等での保護者会等も、自営業等である家庭の場 合には父親が積極的に役割を担うこともあるよう ですが、数でみた時には母親が担うケースの方が 多いと思われます。

一例をあげると、石川県加賀市立山城中学校で 実施されたアンケート調査結果によれば、PTA 役 員を務める保護者の男女比構成は、母親が約81% を占めています(参考資料2参照)。とりわけ、日 本にはいわゆる「三歳児神話」というものがあり、 「三つ子の魂百まで」ともいわれる重要な人格形成 期に母親が献身的に子どもに愛情を注ぎ、十分な 世話をすることは当然であるかのような考え方が 過去には主流であり、現在も残っているように思 われます。

多くの幼稚園では、降園時間は早ければお昼前の曜日があり、通常でも午後2時半くらいなので、フルタイムで仕事を持つ場合にはかなり送迎に支障がでてきます。近頃は多くの幼稚園で預かり保育がオプションとして行われていますが、それでも同じクラスの園児の一部が2時半にお母さんと一緒に帰宅するとなると、預かり保育を利用する母親の多くが、何か子どもに対して申し訳ない思いを持ちがちです。また、幼稚園では多数の園行事が母親の参画を前提としていることも多く、朝幼稚園に送ったらそのまま園で行事の準備をして、お昼はママ友とお付き合いで一緒にランチ、そのまま午後も作業をして子どもの帰宅時刻になったら一緒に帰るのが当然というような無言の圧力すら、私は個人的に感じてきました。

長女と次女は夫の転勤の関係で東京都渋谷区の 幼稚園に通わせましたが、それは保育園に入ることがかなわなかったからです。私は途中から博士 後期課程の学生となり、論文執筆等で忙しかった ので、そういった付き合いは苦痛でした。この時 には学生という身分の意義が保護者コミュニティ で理解されませんでした。私はしばしば他の保護 者から、「仕事じゃないんだから子どもたちを優先 すべきでしょう」というような圧力を感じていま した。まさか「論文を書きたいから今日はお手伝 いできない」などとは口が裂けても言えない雰囲 気の中で、度々睡眠時間を削って論文を書いたも のでした。

2020 年 2 月末からコロナ禍で多くの学校が休校になったとき、身内の中にすら「いつまでも(博士課程で研究するなどと)遊んでいないで、子ど

もたちを守ることに集中しないとだめでしょう」 と非難する者もありました。母親である立場で自 分の勉学に時間と費用を投じることに対する理解 がまだまだ日本社会には浸透していないことを痛 感しました。

当時私が所属していた大学院の研究室は、アジ ア地域を含む海外からの母親留学生を数名受け入 れていましたが、ベトナムから留学していた同期 の学生は家族を母国に残して単身で日本に来てい ました。母親が研究者を志すことが、彼女の家族 にも、祖国自身にもプラスであるとの認識が一定 程度あり、また単身での留学を許すほどにベビー シッターの利用が定着している背景を感じました。 また、インドネシアから留学していた後輩の学 生は子どもを連れて来日し、夫は祖国に残って親 と一緒に暮らしているとのことでした。異国で単 身子育てをしながら研究を続ける彼女の努力は本 当にすばらしいものでした。そこには苦労こそあ れ、日本人である私がどこかで常に感じているよ うな子どもや家族へのうしろめたさのようなもの は全くなく、彼女は産後二か月という大変な時期 であっても、欧州で開催される国際会議に出張す ることを当たり前のように話していました。彼女 の、ただ自分のミッションに邁進するだけだとい うような潔い姿勢は、うらやましくもあるほどで した。

(4) マルチプレーヤーであることの負担

子育てをしている女性研究者の場合は、家庭での役割(育児、家事、介護等)、地域での役割(子どもの学校や保育園での係、PTA、自治会の役回り等)も担い、常に頭に複数の事柄を並行して走らせつつ、一日の中でも細かに思考のギアを変えながら蛇行するように研究をするより他ありません。もちろん、男性であったとしても、研究に思

うがままに時間をあてられる研究者ばかりではないでしょう。それでも、男性研究者の場合は、そういった家庭における煩雑さから比較的解放され、自身の研究関心以外の役割に振り回されることが少ないと思われます。女性研究者と男性研究者とでは、自ずと研究に投入できる時間も精力も異なってくるでしょう。そして、多くの場合、研究の現場でそういった女性研究者がおかれている現状というものは、あまり認識されていないのです。

制度として育休やベビーシッター利用補助、フレックスタイム制や裁量労働制、子連れ出勤制度、女性を対象とした研究助成や育児からの復帰を支援するような外部資金、といったようなものがあるのだから十分だろう、というようにもみられてしまいがちです。しかし、これらの制度を利用するためにかける手間と時間、そういったものもまた、負担なのです。子連れ出勤をして、通常通り働ける人がどれだけいるのかも疑問です。子どものことを職場ですら気にかけながら働かざるを得ないわけですから。

(5) システム変革への参画の機会の欠如

以上のような現場感覚的な負担というものは、 実際に体験しないことには実感を持って理解する ことが難しい部分が少なくありません。そうであ れば、こういった体験を持つ女性研究者の声が、 制度設計を行う社内のガバナンス部、または自治 体や国政における関連部署に定期的かつ継続的に 届けられる仕組みが必要です。選挙前等に代表さ れる人気取り的なイベントの如くに、こういった 声を集める試みがなされることはありますが、定 期継続性がなければ、女性達が日常生活に根付か せた気付きを個々丁寧に拾い上げる作業をするこ とはできません。また、声を上げたとして、その 声が適切に制度設計に反映されたのか、反映され た結果、アウトプットはどれだけ変化したのか、 そういった包括的なモニタリングを行うこともで きません。

しかしながら現状では、女性研究者の支援というと、既に述べたようなシッター利用補助制度や 勤務時間の自由化などが主だったもので、仕組み づくりへの参画といった視点は概ね不十分です。 また、仮にこういった参画の場が確保されたとし ても、上司や同僚に気遣いをして正直な思いを伝 えられないという場合もあるでしょう。

(6) 小括

以上のような状況を踏まえた時、形式的な複数の支援制度があり、一見男性と同じように研究ができる環境におかれているようにみえる女性研究者の現状は、実際に彼女たちにかかっている負担を覆い隠すような形で作用する面があり、かえって災いしていると総括できると考えます。すなわち、女性研究者の職務環境は、女性が従来から社会において担ってきた、あるいは担うことが当然だと度々みなされてきた家庭内や社会における多様な役割負担を除外して設計されています。そのために、そういった負担が比較的少ない男性研究者に比べて、研究に投じられる時間も労力も限られるにも関わらず、成果は形式的平等の下で評価・比較されるのです。

3. 提案:対策の方向性

以上の現状認識に基づき、本項では前項で指摘 した要因毎に、対策の方向性について、私が考え るところを述べてみようと思います。

まず (1) 研究に充てられる時間の差については、女性が家庭や地域で担っている負担をもっと 男性と分担できるような仕組みへの転換が不可欠です。ある知人は修士論文の執筆が滞っていたあ る日、大根の面取りをしているときに着想を得て、 そこから夫に家事育児のすべてを任せ、8 時間で 修論を書ききったと話していました。そういう機 動性を時には発揮できるような環境が多くの女性 研究者に確保されたなら、彼女たちが生み出す成 果物は大いにその質を向上させることでしょう。 そのためには、女性研究者の家族等による理解と ともに、パートナーの勤務先が柔軟な仕事のスケ ジュール変更を許容する体制をとっていることが 不可欠です。いくら夫に理解があっても、夫の勤 務先が柔軟な休暇取得を許容しない場合、夫が狭 間で苦しむことになってしまいます。

次に (2) 学会・研究会への参加に関する障壁 については、平日の勤務時間内の開催をより増や すことを提案します。職場で担う役割と自身の研 究関心が必ずしも一致しない研究者は少なくない と推察されますが、勤務時間以外の時間が自由に 使えるのは基本的に単身の研究者だけです。職場 である大学や研究所が、研究というものの特性に ついてより理解を持ち、担当職務に直結しない内 容の学会や研究会の勤務時間内における参加およ び参加のための準備を公認すれば、女性研究者は 家庭のことを気にせずに当該研究会等に専念でき ます。

また (3) 社会的文化的な刷り込みについては、 世代交代の機会に積極的に刷り込みをなくせるように、女性研究者自身も意識的に行動していく必要があると考えます。時には身内とも戦いながら自分の子どもたちを含む次世代に対して、そういった刷り込みから解き放たれることが何ら悪いことではないことを堂々と体現してくことが重要です。同時に、特に自分の子どもには、しっかりと愛情を示し、自分の行動の意味を丁寧に説明するべきだと考えます。決して好き勝手をして社会的 責任を放棄しているわけでも、子どもに愛情をかけていないわけでもなく、自分は女性が担うべき社会的な役割を変えようとしているんだと、自分の行動に信念を持ち、揺るがないでいるためにも、家族の理解を得ておく必要があります。加えて、同じような立場に置かれた、できれば同世代の女性研究者と、負担にならない形でつながりを保ち続けられるなら、より効果的だと思います。

そして(4)マルチプレーヤーであることの負 担については、理想的には一人の女性研究者が抱 える役割の種類を減じていくことが望まれますが、 より早期に実現可能性がある対策として、研究者 としての実績評価にこういった研究界外での活躍 を何らかの形で入れ込んでいくことが考えられま す。とりわけ今日、学術界とそれ以外の地域社会 や公的機関等との学際的な連携の必要性が度々指 摘される中で、少なくとも地域において担う役割 を果たすことによって得られる知見や経験は、広 く捉えれば研究にも何らかの示唆を持つでしょう。 そういった評価が保障されているのであれば、担 う側としてもやりがいを見出すこともできます。 類例として、米国の弁護士は社会貢献活動(いわ ゆるプロボノ活動) に一定時間をあてることを義 務付けられています (参考資料3参照)。こういっ た視座が、研究者にも必要ではないでしょうか。

加えて(5)システム変革への参画の機会の欠如については、既述の通り定期的継続的な参画の機会を、周囲の人々への気遣いや彼らからの外圧から解き放たれた態様で確保する必要があります。

4. 今後の研究界の在り方への展望

内閣府男女共同参画局の調査(参考資料4参照、 以下の2つの図も同サイトより引用)によれば、 2019年における女子の4年制大学への進学率は パネリストの発表1 一原 雅子「安心して私生活と両立できる研究環境とは」

50.7%で、半数を超えています(図1)。そこから研究職に就く女性は一部でしょうが、それでも、 今後、女性研究者が増えるポテンシャルは増大しているといえます。

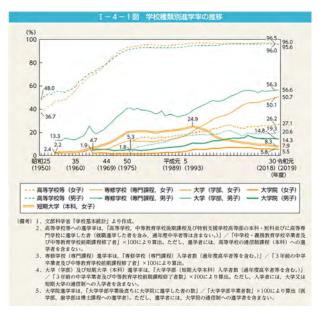


図1:学校種類別進学率の推移

他方で、本務教員に占める女性の割合を見ると、 重要な意思決定等を行う組織の上層に行くほど割 合が低下し、身分が比較的不安定な助手等で高く なっています(図 2)。 多様な課題を抱える社会において、科学が正確な情報や根拠ある分析を示し、今後向かうべき方向性を示すことは極めて重要です。その指し示す方向性には、現実の社会の縮図となるような多様性が反映されていなくては、今日度々唱えられている SDGs の核心にある「誰一人取り残さない」社会の実現は不可能です。その意味で、女性研究者が男性と対等な立ち位置と数を確保していくことが強く求められます。

そのためにも、女性研究者が安心して私生活と両立できる研究環境の実現は喫緊の課題です。

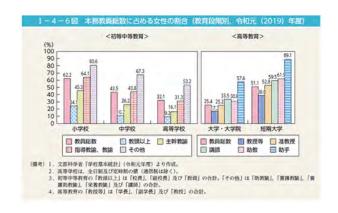


図2:本務教員総数に占める女性の割合 (教育段階別,令和元(2019)年度)

参考資料

- 1. 第一生命保険会社「なりたい職業ランキング」 https://yorozu-do.com/work-ranking/#2022
- 2. 石川県加賀市立山城中学校で実施されたアンケート調査結果 http://www.kaga.ed.jp/~yamashiro-j/ikuyuukai/hibiki_106_2.pdf
- 3. American Bar Association 下記サイト参照

https://www.americanbar.org/groups/probono_public_service/policy/aba_model_rule_6_1/

4. 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書・令和2年版」第1節「教育をめぐる状況」

https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r02/zentai/html/honpen/b1_s04_01.html

次世代のためにできること教育と研究 —

駿河台大学 法学部 助教 宮下 摩維子

1. 自己紹介

本日は、このような報告の機会を賜りましたこと、御礼申し上げます。

私は早稲田大学法学部を卒業し、大学院に進学後は、イギリスの University College London で修士号を取得、アメリカの Cornell 大学やColumbia 大学で在外研究の機会にも恵まれ、現在は駿河台大学の法学部で民事訴訟法を中心として民事手続法全般を教えております。

大学女性協会には、母の影響を受けて入会致しました。東日本大震災に係る事業、文化交流事業など、母の携わった活動から本協会の意義の大きさを知ったこと、そして、会員の皆さまの常に学ぶ姿勢を忘れず、社会のためにできることを模索するお気持ちに感動したことが主たる理由です。

2. 大学教員として

私は、2017年に首都大学東京(現在の都立大学)に教員としての職を得ました。その後、現在の本務校である駿河台大学に異動し、現在に至ります。首都大学では法科大学院に所属していましたし、さほど学生と密に関わることもありませんでしたので、現在勤務している駿河台大学で本格的に教育に携わり始めたことになります。そういう意味で、私はまだまだ新米の大学教員ですが、そんななかでもいくつかの気付きや心掛けていることがあります。それこそが今の私にとって、「次世代のためにできること」だからです。

正直に申し上げて、私が今いる大学は偏差値が 高いわけでもなく、どちらかというと勉強が苦手 でスポーツ一筋できた学生が大多数を占めます。 小規模な私立大学ですので、法学以外の様々な科 目もこれまで担当してきました。その中には、SPI といって就職活動で必要になる簡単な数学の授業まであります。算数のような授業でもとても苦手意識があって、それでも将来を見据えると、最低限はできるようにならないと、と内心ではとても焦っている学生を目の当たりにしてきました。

こういった科目を教えていると、どんな学生であっても「置いてきぼりにしないようにしよう」という姿勢で教え続けると学生たちも熱心に授業をきいてくれるということです。これは、裏を返せば、高校までの学校教育で置いてきぼりにされて、勉強が嫌いになってしまう学生が多いということではないでしょうか。高校までは文科省による指導要領があり、先生方も一年間に進めなければいけないカリキュラムがあるのですから、致し方のないことと思います。しかし、大学にはそれがありませんので、私は「今日の授業もさっぱりわからなかった」という学生がでない授業を心がけています。このスタンスはSPIだけでなく、専門科目である民事訴訟法や倒産法でも同様です。

そして、それ以上に私が意識しているのは、学生たちの視野を広げようという試みです。私の教える学生の9割は男子学生です。講義やゼミでできるだけ、① ジェンダーの視点、② 比較法的検討を取り入れるようにしています。大学女性協会の皆さまは特にジェンダーの意識を強くもっていらっしゃると思いますが、皆さまは最近の若者、特に10代後半から20代の男性がどのような意識をジェンダーの問題に対して持っているとイメージしておいでですか。先ほども申し上げたように、私の教えている学生には運動部の身も心もいわゆるマッチョな男子学生が数多くいます。

私は着任当初は女性教員である私が、ゼミや授 業でジェンダー問題を取り上げると学生たちから 多少なりとも反感を買ったり、興味をもってもら えなかったりするのではないかと心配していまし た。しかし、私の所属大学だけに限定した話です が、たとえば、ノーベル平和賞を受賞したマララ さんの話や、法学における男女の不平等について の判例の話などをすると、とても興味をもって聴 いてくれるのです。ジェンダーの問題は、女性の 社会における地位を上げるだけの運動というわけ ではない、男性も女性も男性らしさや女性らしさ を誰かから押し付けられることなく、自分らしく 生きることを求める考え方だと教えるようにして います。その意味で男性も男らしくあらねばなら ないという思い込みから解放するのだと言うと、 ジェンダーの問題を「自分のこと」として捉える ようになります。そして、受動的に話を聞くだけ ではなく質問をしたり、場合によってはゼミでの 研究報告のテーマ、卒論のテーマとして夫婦別姓 問題をはじめとしたジェンダーに関するテーマを 選択したりする男子学生も一定数いるのです。

また、近年の学生は、コロナの影響もあり、日本以外の文化への興味を持つに至らない傾向にあるように感じています。そこで、講義やゼミで、日本の法制度はこうだけど、たとえばアメリカだとこんな制度、イスラム圏ではこんなにも違うという話をし、日本が採っている制度が当然のものではないこと、国外に目を向ければ、視野が広がることを伝えています。

今回は、比較法的検討についてこれ以上は触れることが叶いませんが、どのような学生であっても、学生たちが今いる半径 10 メートルの狭い社会から、より広い社会や文化に興味や関心を持たせることが、大学教員として次世代を担う若者のためにできる最大のことと思っています。まだまだ心が柔軟な学生たちに対し、どのようなことを

伝えられるのか、伝えていくべきなのか、登壇者 の皆さまやフロアの皆さまにご意見を伺いたいと も思います。

3. 現代社会における研究の意義 研究者として、 次世代のためにできることを

3.1 私たちの足元に存在する貧困問題

さて、私は大学教員ですので、教育だけでなく 研究も重要な業務です。ここからは、研究面に話 をシフトしていきたいと思います。

私の専門分野は民事訴訟法です。もともとの研究テーマは、仲裁法判断の既判力というもので、特に国際的な商取引で生じる紛争解決で重要になってくる問題です。渉外事件、企業間の紛争の解決を研究しておりました。この問題ももちろん非常に興味深いのですが、もっと私たちの足元にある社会問題も研究テーマに加え、より日本社会に貢献できる、社会的弱者の力になれる研究をしたいと思い、始めたのが今日のシンポジウムでご報告する「養育費の強制執行」というテーマです。

この研究は日本では不払い養育費の強制執行が 困難である点に着目し、米国において連邦政府に よる強力な養育費強制プログラムと、各州がこれ を実施する枠組みが存在するということから、日 本が学ぶことはできないだろうか、という問題意 識によるものです。

子どもの貧困は海外のみならず、日本においても大きな問題です。厚生労働省の調査では、日本の子どもの貧困率(2015年)は13.9%と報告されています。この数値が実はどのくらい「悪い」数値なのでしょうか。図1はOECDによる子どもの貧困率を国際比較したものです。

日本の貧困率(赤線)はOECD平均(黄線)より少し高いだけなので、さほど悪くないように見えるかもしれません。しかし、日本より貧困率が高い国々をご覧ください。発展途上国がその多く

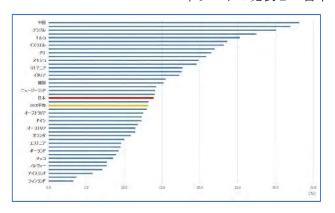


図1 子どもの貧困率の国際比較(OECD、2016年)

を占めることがお分かりいただけると思います。

この表から離れて、DAC 加盟の 30 カ国で相対的貧困率を比較したときに日本は6位に位置するという調査があります。DAC 加盟の 30 カ国というのは、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスといったいわゆる先進国諸国ですから、そのなかで6番目に子どもが貧しい国ということができます。この6番目という数値は日本の子ども全体です。両親の一方しかいない、ひとり親家庭の貧困率になると、この数値は50.8%にまで上昇してしまいます。右上の図2をご覧いただくと、日本のひとり親世帯の貧困率は、発展途上国を含めても世界で第3位にまで上がってしまうのです。生まれる環境を選べない子が、親の就労や経済的理由によって貧困に苦しまざるを得ない現状を看過することはできないと私は考えています。

ひとり親家庭の貧困がこんなにもひどい、その 要因は多岐にわたります。一つに絞ることはでき ませんが、その一因として親権者でない親による 養育費の未払いが挙げられます。少し古いデータ にはなりますが、厚生労働省の「平成 28 年度全 国ひとり親世帯等調査結果報告」によれば、養育 費の受給率は、母子家庭においては 24.3%、父子 家庭においては 3.2%にとどまっているのです。 本来、子どもを養育する立場にある親がこれほど までにその責務を果たしていない。この状況を少 しでも改善したいと考えています。

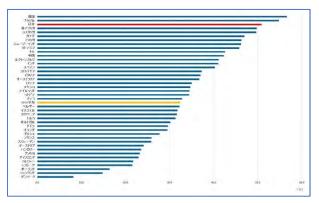


図2 ひとり親世帯の貧困率の国際比較 (OECD、2016年)

3.2 養育費の取り立て制度の現状と日本における 取り組み

では、日本では、この問題に対してどのような 施策がなされているのでしょうか。今日は、簡単 に2つの取り組みをご紹介します。

まず一つ目です。日本では、養育費債権の回収 は一般の民事債権の強制執行には馴染まないこと から、1956年に履行確保制度が導入されました。 この制度は、家庭裁判所が未履行の親に対し勧告 を行い、履行に応じない場合には履行命令を発す る、というものです。家庭裁判所が間に入ること によってまずは任意に養育費を支払うことを期待 し、それでもダメな場合には家裁から支払うよう 命令が出されます。

もう一つは、民事執行法の改正です。2020年に 民事執行法が改正され、「第三者からの情報取得手 続」が新設されました。改正前の旧法では、預貯 金等を差し押さえるには、親権者が自力で非監護 親の銀行口座等の個人情報の特定が求められてい ました。しかし、簡単にご想像いただけると思い ますが、そもそも子どもの養育費をきちんと支払 わないような人ですし、関係性に問題があるから こそ離婚に至った元配偶者です。その後、どこに 勤めているか、どこに銀行口座を持っているかな ど、簡単に突き止めることが困難なことも多々あ ります。また、仕事を転々としていて、勤務先さ えすぐに分からなくなってしまうということが 往々にしてありました。そのため、養育費の強制 執行は現実には実効性に乏しいものであったと批 判されてきました。この状況が、現行法によって 改善され、現在では強制執行に必要な相手の情報 を対象の金融機関や市町村などの第三者から取得 できるようになりました。

しかし、こうした制度はどの程度有力で、またどの程度利用されているのかということが問題となります。一つ目にご紹介した家裁の履行確保制度の令和3年の利用状況を示したいと思います。9,941件の金銭債務に関する履行勧告のうち、全部履行と一部履行を合計しても5,389件と54%にしかなりません。履行命令に至っては申立て件数が53件と非常に少ないのです。制度の利用率の低さを見るとまだまだ日本の養育費の取立ての制度は不足しているといわざるを得ません。

より強い実効力ある取り立て制度の確立が社会 的にも求められているということは、これまで社 会的にも指摘されてきました。最近では、兵庫県 明石市が養育費緊急支援事業「養育費泣き寝入り 救済条例(仮称) に取り組んでいることが広く報 じられてきました。最近、辞任を表明した市長で すが、こと養育費政策をはじめとする児童福祉政 策に関しては、挑戦的な取り組みをしてきたので す。この事業は、明石市が未払いの養育費を立替 えて支払い、市が民間に委託して取り立てを行う という制度で、2018年11月~2021年12月の 間、パイロット事業として行われましたが、現在 はその事業も行われていません。また、2021年9 月に実施した明石市への聞き取り調査では、その 後このような事業の本格始動の予定はなく、市議 会でも取り上げる予定はないとの返答を得ていま す。さらに、新型コロナウィルスの感染拡大防止 のための種々の政策が経済の低迷を招き、ひとり 親家庭の生計がより一層圧迫されていることは、 皆さまがご存じのとおりです。加えて、コロナに

より、家庭裁判所の調停が延期されたり、支払い 勧告が遅延したりするなど、裁判所も非常時にお いては正常に機能しない場合があることも明らか になっています。調停手続が事件処理の多数を占 める家庭裁判所では、ことのほか審理の迅速化が 困難であり、2 か月以上の期日の遅延も多かった と報告されています。

3.3 諸外国の取り組み

以上のように、日本においては、地方自治体レヴェルでの対策が動き出したばかりであり、それすらも停滞状態にあるというのが現状です。

では、諸外国ではこの問題に対して、いかなる 取り組みをしているのでしょうか。世界各国の取 り組みを見ると、大きく2つのスタイルに分類す ることができます。国による養育費の立替払いを 行う法域(スカンジナビアモデル)と国による養 育費の取立ての補助を行う法域(アングロサクソ ンモデル)の2つです。

スカンジナビアモデルの妥当する法域としては、 スウェーデン、アイルランド、ドイツ、フランス などがあります。本日の報告では、スウェーデン の制度のみご紹介します。スウェーデンでは、養 育費援助法という法律が制定されており、養育費 は基礎控除や子どもの数などのファクターによっ て算定されます。ここで算定された養育費を義務 者が支払わない場合、養育費補助制度により、権 利者の申し立てを受けた国、実際には社会保険事 務所という部署が一定割合を立替えて権利者に支 給する。そのうえで、国は地方裁判所の介入を経 て義務者から不払分全額を徴収し、養育者に未払 いの差額分を支払うこととなっています。義務者 からの養育費の徴収は給与からの天引きや差押え などによって行います。他の国も大体これと似た 制度ですが、たとえばドイツでは、養育費に関し ては債務名義を不要にするというような強制執行

を簡易にするための民事法上の制度を構築したり、 扶養義務を果たさない親には刑事罰を科すことが 可能になる法規定を刑法典に定めたりするなど、 非常に強力な制度設計となっています。

では、もう一つの国による養育費の取立ての補 助を行う法域(アングロサクソンモデル)はどう でしょうか。この法域の一例として、アメリカを とり上げます。米国においては、離婚後の養育費 の支払いに関し、連邦政府による強力な養育費強 制プログラムが存在し、そのプログラムに従って 各州がこれを実施する枠組みが用意されています。 米国では、1960年代半ば以降父親が扶養義務を果 たさない母子世帯への公的資金援助が肥大化し、 大きな社会問題となりました。これを受けた連邦 政府は1975年、社会保障法を改正し、非看護親 の居所探索、養育費命令の確定と徴収の制度を整 備しました。この制度の特徴は、連邦政府が制度 の枠組みを決め、その後は連邦政府の監督のもと で、州政府が実際の運営を行うことにあります。 連邦政府は、各州の到達状況に応じて州への補助 金の増減を決定するので、州は補助金をより多く 獲得するために熱心に運営を行うという仕組みで す。これはどの国でも同じですが、離婚した夫婦 ですから相手がどこで何をしているか分からない、 したがってどのように取り立てればいいのかわか らないということが、多くのケースにおいて養育 費の強制執行の一番のネックになります。この点、 アメリカの強制執行制度では、各州が社会保障番 号や金融機関の情報等を検索することで非看護親 の居場所を探索することができます。もちろん相 手が州を越えて移動している場合もあり、その時 には州政府は探し出すことができません。そのよ うな場合には、連邦政府の出番になります。連邦 政府の全米を網羅する検索サービスが用いられ、 大きな成果を挙げていると言われています。また、 徴収の手段も多岐に渡り、所得税還付金や失業給

付からの相殺や、専門職等の免許の没収などの間 接強制に加え、給与からの天引き制度などにより、 確実に徴収を行っています。

以上のような連邦政府の主導する本強制執行制度によって、2005年の段階で養育費の徴収件数は制度導入前の10倍以上に伸びました。こちらも古い数字で恐縮ですが、本強制執行制度による徴収率は69%と報告されており、日本の母子家庭における養育費の受給率24.3%という数字と比較しても、米国における本強制執行制度の実効力の高さが際立ちます。現在、私の取り組んでいる研究としては、こうした米国の事例をより詳細に検討することにより、日本の養育費未払い問題に対する法の可能性を明らかするというものです。この研究を通じて日本における子どもの貧困問題に少しでも貢献したいと考えています。

3.4 現在の仮説

現在、私が想定している日本の養育費制度の可 能性としては、マイナンバー制度を活用すること です。先ほども申し上げましたように、アメリカ においてはソーシャルセキュリティーナンバーに よって、政府が国民を把握し、これが養育費の強 制執行に役立てられています。これは、日本にお いては、マイナンバー制度に近いのではないでし ょうか。内閣府は、マイナンバー制度を導入する にあたり「社会保障、税、災害対策の法令で定め られた手続のために、国や地方公共団体、勤務先、 金融機関、年金・医療保険者などに提供するもの であって、法令で定められた目的以外にマイナン バーを利用することはできない」と説明しました。 ご承知のとおり、マイナンバーの導入に国民の心 理的な抵抗が強かったために、利用目的を厳格に 制限したものと思われます。しかし、養育費は、 親以外の後ろ盾を持たない子にとって社会保障制 度の一部と位置付けることはできないでしょうか。 このことから、法改正によって養育費の回収もマイナンバー制度の目的とすることは可能ではないか、というのが、現在の私の仮説です。今後、研究を進めることにより、米国の本強制執行制度の知見を基に、日本にも導入可能な強制プログラムの可能性を探ることを目指したいと思います。来年には渡米のうえ実態調査や聞き取り調査を実施する予定です。

4. まとめ

以上のように、日本では対策の遅れている不払い養育費の問題ですが、諸外国では様々な施策が実行されています。本日の報告では、それぞれの施策によって徴収率が上がったというポジティブな面を中心にご報告致しました。しかし、実際には様々な弊害も生じています。たとえば、イギリスでは、国家による養育費の強制徴収の制度の導入をあまりにも急ぎすぎたために、厳しい徴収に耐えられずに自殺者が相次ぎ、社会問題となりま

した。また、今日ご紹介したアメリカでは、養育費を支払っていない人の氏名を顔写真入りで、まるでお尋ね者を探すかのように宅配ピザの箱に'Wanted'と印刷している州もあると報告され、過剰な人権侵害が懸念されるところです。

研究を開始した当初は、未払いの養育費を回収できれば、貧困に苦しむ子どもにとって一助になると考えていましたが、単純にそうともいえないことが徐々にわかってきました。子どもの養育環境をいかに整えるかという俯瞰的な視点が必要です。たとえば、よりよい面会交流システムにより、共に暮らさない親子が関係性を構築することにより、任意に養育費を履行する親を増やす試みも重要となるでしょう。様々なご経歴をお持ちの大学女性協会の会員の皆さまに、多様な視点からご助言をいただきつつ、次世代によりよい社会を残すために私にできる教育や研究を続けていきたいと思っています。

ご清聴いただき、ありがとうございました。

参考資料

- 1. 厚生労働省「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」
- 2. 公益社団法人家庭問題情報センター『平成家族考 家族を見続ける FPIC からの提言』司法協会、2014 年
- 3. 義基祐正「子どもの生活問題の深刻さと社会福祉」『子ども白書 2018』 2018 年
- 4. NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ『離別後の子どもの「共同親権」を考える』2010 年
- 5. 山野則子『子どもの貧困調査―子どもの生活に関する実態調査から見えてきたもの』明石書店、2019年
- 6. 一般財団法人 比較法研究センター『各国の離婚後の親権制度に関する 調査研究業務報告書』2014年
- 7. 下夷美幸『養育費政策にみる国家と家族 母子世帯の社会学』勁草書房、2008年
- 8. 下夷美幸「アメリカにおける養育費政策の現状とその作用」大原社会問題研究所雑誌 No.594,20 頁
- 9. 打矢恵「アメリカの公的支援制度と養育費強制プログラム」東洋法学大54巻第1号、277-282頁
- 10. 棚村政行『面会交流と養育費の実務と展望 子どもの幸せのために』日本加除出版株式会社、2013年 *本研究は、以下の助成を受けています。
 - ① 公益財団法人野村財団社会科学助成 「子どもの貧困と養育費の強制執行 —アメリカ連邦政府による養育費強制プログラムにみる日本への導入可能性—」(2020 - 2023 年度)
 - ② 駿河台大学特別研究助成「子供の貧困と養育費の強制執行―ノルウェー王国およびアメリカ合衆国との比較研究」(2020年度)
 - ③ 同上「子どもの貧困と養育費の実効力ある強制執行に関する研究-米国を比較対象国として-」(2021年度)

誰もが学び続けるために

静岡県立大学 『学生助けたいんじゃー』 国際関係学部 3 年 松浦 旦周 看護学部 2 年 佐藤 美帆

今、大学にはどんな学生がいるのだろうか

私たち、『学生助けたいんじゃー』は、静岡県立 大学(以下、県大)で「誰もが学び続けるために」 活動をしています。今日は、『学生助けたいんじゃ ー』のこと、県大における『たべものカフェ』の 仕組み・取り組み、これらの活動で見えてきたこ と、今後、私たちはどのように取り組んでいくの か、についてお話ししようと思います。

初めに、皆さんにお願いがあります。今、大学にはどんな学生がいるのか、皆さんに想像してほしいのです。文部科学省の令和3年度学校基本調査によると、大学への進学率は54.9%で、これは「2人に1人が大学に進学する時代」と言えます。上に示した数字は、大学に通う学生が「多様化」したことを示していると、私たちは考えています。これまでは、大学は経済的に余裕のある家庭が出自であることが多かったかと思います。けれども、今はそうではありません。経済的に「余裕がない」家庭でも、大学進学できる環境が徐々にですが整えられてきました。

これを支える仕組みは、大きく分けて2つから 構成されています。1つは、「高等教育(大学・短 大・高専・専門学校)の給付型奨学金の導入」で す。これは令和2年に始まった新しい取り組みで す。この制度の対象となるのは、住民税非課税世 帯など、いわゆる「貧困」の中で暮らしてきた人 です。これまで、大学に進学することが難しかっ た家庭であっても、給付型の奨学金が導入された ことにより、大学などの高等教育機関へ進学しや すくなりました。つまりは、苦しい環境にいて、 そこから抜け出そうとしている学生であっても、 奨学金などの様々な制度を使うことで、大学に通 えるようになった、と言えます。

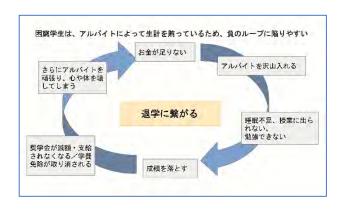
註: 文部科学省の同調査によると、高等教育機関 への進学率は83.8%です。

もう1つは、「小学校・中学校・高等学校における、スクールソーシャルワーカーの配置」です。 スクールソーシャルワーカーは、児童・生徒を取り巻く問題を解決するために、様々な機関と連携をしながら解決へと導いていく存在です。児童・生徒の抱える問題は、教員や、学校、家庭だけでは解決できないこともあり、児童・生徒を支え、また児童・生徒を支える学校や地域づくりのためにも、平成20年度から文部科学省の事業として、日本全国でスクールソーシャルワーカーの配置が進みました。現在、スクールソーシャルワーカーの数はまだ少ないですが、文部科学省だけでなく、各地方自治体が積極的に配置を行うなど、児童・生徒が支援を受けながら、学び続けられる環境が整えられつつあると言えます。

このように、様々な支えがあることで、課題は ありながらも「あらゆる生徒」が大学に進学しや すい環境が整えられてきました。

では、「大学」ではどうでしょうか。様々な仕組 みを使い、頑張って大学に入ったとしても、大学 には大きな壁が存在します。まず、大学の多くに は、ソーシャルワーカーにあたる人が配置されて いないのです。大学入学後には、支援が手薄にな ってしまうのです。例えば、奨学金には様々な条 件があります。成績を落としてしまうと支給額が 減額されてしまったり、借りられる期間が4年であったりします。もし何か大変なことが起こってしまったとき、体や心が疲れてしまったとき、成績を落としてしまったとき、それを支える存在がいないことで、立ち行かなくってしまうのです。

また、負のループに陥ってしまうこともあります。お金が足りない、それを穴埋めするためにアルバイトを沢山入れる、寝る時間が取れなくなる、授業に出られない、勉強できない、成績を落とす、奨学金や学費免除が減額、支給されなくなる、心や体を壊してしまう、お金が足りない。そうすると退学に繋がってしまうことがあります。困窮学生はアルバイトによって生計を立てているので負のループに陥りやすいという特徴があります。



『学生助けたいんじゃー』とは

『学生助けたいんじゃー』とは、身近に大変な思いをしながら生活をしている県大生がいることを知り、どうにかしたい、誰も取り残したくないという学生が集まって、コロナ禍の2021年7月に活動開始した県大の取組を改善につなげていくためのプロジェクトです。

現在取り組んでいることは主に、「学生の貧困の 実態把握、情報発信、政策への反映」の3つであ り、そして県大に訴えかけることです。1つ目の 「学生の貧困の実態把握」では昨年9月から現在 にかけて、県大生を対象に生活や困りごとに関す るヒアリングを行っています。学生とおしゃべり しながら、お金のこと、生活のこと、健康のこと などのヒアリングを行い、学生同士であるからこ そ固い雰囲気ではなく、友達同士でお話するよう な、あたたかい雰囲気を目指して活動しています。

2つ目の「情報発信」では Twitter を用いての他大学の取り組み紹介や、『たべものカフェ』を利用している学生の声を発信しています。また、note (ブログ)で私たちが活動の中で感じた思いや現状を伝えること、イベント (講演会等) への参加、大学 (県大や他大学) での授業なども行っています。一人でも多くの人にまずは大学生の現状を知ってもらうことが大切だと思い活動しています。

3つ目の「政策への反映」では、静岡県議会議員の方が主宰されている「政策形成プロジェクト」に参加しています。また、その活動の一環として、県議会議員より県議会で大学生の貧困の実態についての一般質問なども行っていただきました。これらの活動から、新型コロナウイルスの影響で経済的に困窮している大学生への支援事業として静岡県全体で、10億8700万円の予算がつきました。さらに、県議会議員と大学生との意見交換会を通してさまざまな議員の方に大学生の貧困の実態について知っていただけるよう活動しています。

『たべものカフェ』の仕組み・取り組み



『たべものカフェ』は 2020 年 7 月から始まっ

た、県大の学生に向けて無償の食料配布とヒアリングを行う活動です。『たべものカフェ』が始まった当初は1週間ごとでしたが、現在は2週間に1回のペースで開催しております。開催場所の草薙キャンパスと小鹿キャンパスに加え、フードバンクと連携をした宅配による配布も実施しています。『たべものカフェ』で行っている内容は、①ヒアリング②食料配布③居場所づくりの3つです。この3つについて詳しく述べていきます。

まず 1 つ目のヒアリングです。『たべものカフェ』では困っている学生本人の希望に添いながら 必要な支援に繋げるために、困っていることや生活状況についてお話を伺っています。そして、私たちがヒアリングを行う上で大切にしていることがあります。それは、『たべものカフェ』の運営側である私たちと『たべものカフェ』に来てくださった学生間で、支援する側、される側といった上下の関係にならないようにすることです。同じ学生であるから分かること、見えること、話せることがあります。ピア(仲間)の関係でいることを大事にしています。

2 つ目は食料配布です。学業やバイトで忙しい 学生にとって、食事回数や食事内容などの食生活 は非常に乱れやすい状況です。また、経済的に困 窮している学生にとって生活の中で一番削りやす い支出は「食費」になります。ですので、学生が 少しでも健康に学生生活を送れるようにするため に、栄養バランスに配慮した食材を購入するよう に意識しています。

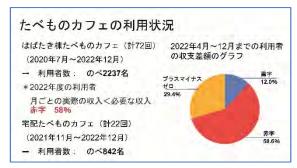
3 つ目は学生にとって来やすい場所をつくることです。『たべものカフェ』に来て「話せてよかったな」「また来たいな」と思ってもらえると私たちも嬉しく思います。『たべものカフェ』では実際のカフェのように飲み物やお菓子は提供できませんが、学生にとって気軽に来たくなるような温かい

雰囲気の居場所になることができればと思いなが ら活動をしています。

以上3点が『たべものカフェ』の目的ではありますが、『たべものカフェ』は食料を配布することが一番の目的ではありません。食料配布は困っている学生を必要な支援や居場所に繋げるための1つの「手段」にすぎません。困っている学生が助けてほしいと思った時に「助けて」と言える居場所を作ること、そしてそれぞれの悩みに適した支援に繋ぐことが『たべものカフェ』の大きな目的となります。

これらの活動で見えてきたこと

次に、『たべものカフェ』や、『学生助けたいん じゃー』のインタビューで、わかってきたことを お話しようと思います。



初めに、『たべものカフェ』についてです。『たべものカフェ』の利用状況は、はばたき棟『たべものカフェ』では、2022年4月~12月に330名以上の方に食材をお渡ししました。そのうち、赤字状態の学生は、181名で全体の58.1%を占めました。宅配の『たべものカフェ』(第1回~第18回)では、申込者数のべ796名でした。県大の学生数は2900人ですから、多くの学生が、利用していることをご理解いただけるかと思います。

食料を渡すこの取り組みで見えてきたことは主 に、3つあります。それは「コロナが問題を顕在 化」させたこと、「困っている学生は、負の連鎖」 に陥りやすいこと、そして、「今の県大の仕組み・ 取り組みには限界」があるということです。

私たちはこのコロナがあったから活動を始めましたが、コロナ以前から学生たちは困っていた、ということがわかっています。コロナが流行する前から、奨学金を学費と生活費両方に回して苦しい生活を送っていたこと、理系学生は実習や研究室で朝から晩まで時間を取られ、バイトが難しいことが分かりました。

これに加えて、コロナによって看護学部は実習 2 週間前からバイトが禁止になってしまったため、バイト先からもよく思われないし収入も無いしと 大変な生活を送っています。残念ながら、それを 補填する補助金などはありません。

大学生が生活をするためには、お金が必要です。 そのお金は、本来学費に充てられる奨学金であっ たり、アルバイトをすることによって、まかなわ れたりしていることが多いです。ですが、勉強も しなければなりません。そうすると、睡眠時間を 削り、アルバイトをしたり、勉強をしたりしない と生活が成り立たない環境に置かれてしまいます。 寝られないことや過度の疲労の蓄積から、心身に 不調をきたします。心身の不調からアルバイトや 授業を休まざるを得なくなり、自分自身の生活や、 大学での単位取得が危機に陥り、その結果、留年 や退学を選ばざるを得なくなります。留年をして しまえば奨学金の獲得も難しくなるうえ、学費を 支払うためにアルバイトも増やさねばなりません。 このように負の連鎖が続くことになってしまいま す。学生生活を(ある程度のゆとりがある学生の ように)「普通に」楽しむことはできませんし、結 果、退学することになります。

なお、こうしたしんどい学生の率は、大学によって相当に異なると思います。県大の学生の多くは、金銭的ゆとりはないものの、自炊、家計管理、健康管理などはできます。何とかしのぎます。し

かし、よりしんどい家庭から来た学生を引き受けている大学では、家庭環境などを背景として、学生の生活能力やメンタルヘルスが(入学以前から)相対的に落ちていると思います。

保護者の収入があって、給付型奨学金などの対象になっていなくても、親の方針や親子関係から、 仕送りが全くない学生も少なからずいます。また、 その事情が想像できず、「お金がないなら、奨学金 を受けたらどうか」と言うのは、学生を追い詰め るだけです。

こうした悪循環のプロセスを構成するすべての ステップへの介入が必要となります。

以下は、はばたき棟『たべものカフェ』の聞き 取りでわかってきた学生の声です。

親からの仕送りがなく、学費や身の回りの生活 費をアルバイト代でまかなうという学生も一定数 います。

- ・研究室は先生が優しいこともありそこまで負担ではないが、バイトや就活が忙しく寝る時間が無い。普段の食事は『たべものカフェ』でもらった食料やカップラーメン。スーパーに行く時間もない、コンビニは高くて買えない。(薬学部院生)
- ・一人暮らし。親の支援がない。学費と家賃と光 熱費は自費。(看護学部2年生)

また、研究室や実習による負荷により、アルバイトに入れないという学生からは、以下のような声があります。

- ・朝は出費節約のため食べていない。就活と研究 の両立のため、バイトができていない。費用の 不足分は過去3年間で貯めたお金で補う。残り の貯金は2~3ヶ月分あるけど、その先が危う そうだった。(食品栄養4年)
- ・実習半年間の生活費を確保しなければならないのが大変。周りの友達も大変そうらしい。(看護

学部 3 年)

・土日はフルタイムでバイト・・・。家や空きコマは勉強をしていてゆっくりできる時間がなかなかない。(薬学部3年生)

さらに、お金がないことで、苦しい生活をして いるという学生の声も届いています。

- ・貸与奨学金8万のうち、5万を家賃にまわす。 学費の一部は親が負担している。収入があと1 ~2万あると服とか靴が買えて有難い。バイト は2月から始めた。おしゃべりだから一人暮ら しが続くと病むので頻繁に帰省している。余裕 が無くなると1日朝と昼だけの食事。(国際関 係学部2年生)
- ・授業料を自分で支払ったので、自分の口座に 1 万円もない状態で、バイト代が月末にはいって くるまでとてもギリギリの状態。実家も経済的 に余裕がない。(国際関係学部 2 年)
- ・ご飯を食べるのは夕方だけ。お昼は水を飲めば何とかなる。(国際関係学部3年)

こういった現状に対して、今年、県大では、一 律5万円の給付金が大学の提示した3つの条件に 当てはまる学生に対して配られました。この条件 には、日本学生支援機構の奨学金の利用状況、家 庭からの仕送りの状況、経済的に家庭から独立し ているのか、自宅外で生活しているのかなどの項 目があります。

この給付金について、私たちが気づいたことがいくつかあります。まず、本当に生活に困っている学生にとっては一時的な現金給付では当然、足りません。困っている学生はコロナが原因でお金がないのではなく、コロナ前から、それぞれ、家庭の問題、研究室、実習など様々な問題が原因で、困りごとが発生しているとわかりました。

それから、お金をただ渡すだけでは学生一人一

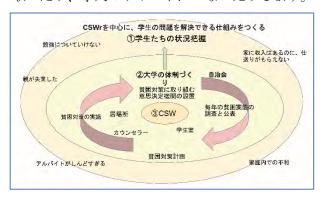
人の抱える問題に対する根本的な解決につながらないということも見えてきています。また、大学から提示された条件が必ずしも困窮学生のどのケースに対しても網羅できているわけではなく、例えば、親の収入は条件を満たしていても仕送りが全くないという学生もいるのです。お金の条件だけではなく、家庭の問題が複雑に絡み合っているという現状は、むやみにお金を渡すだけではわかりません。大学側が一人ずつに聞き取りを行っているわけではないので、学生のリアルな声は届いていないのです。そこで、個人に合わせ、継続的に、外部のサポートへのアクセスのできる環境を作ることが必要だと私たちは改めて気づきました。

今後、私たちはどう取り組んでいくのか

今後私たちは、大学がもっと学生に寄り添う仕組みを作っていきたいと考えています。具体的には、学生の貧困支援体制の確立、学生の適応状況の集中的把握、以上の2つを大学の仕組みに取り入れたいと考えています。キャンパスソーシャルワーカー(CSW)の導入によって教員、職員、ワーカーが「学生一人一人を気に掛ける」ような仕組みを作ることが大切だと考えます。

私たちの大学ではまだ困っている学生の実情把握が十分にできていません。一部の先生からは、「『たべものカフェ』はもういらない」といわれることもあります。学生の貧困は、困っている学生の「数」の問題ではありません。困っている学生がいることが問題なのです。ですので私たちは、『たべものカフェ』は一人でも必要としている学生がいる限り続けていかなければいけないと思っています。しかし、誰も置いて行かない大学を作るためには改革が必要です。

ここからは、キャンパスソーシャルワーカー (CSW) の導入について詳しく述べていきます。 現在県大にはカウンセラーがいますが、CSW はいません。カウンセラーがいるのだから新たに CSW は要らないとの声もありますが、カウンセラーと CSW は支援の仕方が違います。カウンセラーは「学生本人の心」に注目して心の問題に寄り添うのに対して、CSW は「学生を取り巻く環境」に注目します。例えば、「奨学金が止まってしまって、しんどいです」という悩みを抱える学生に対して、CSW はお金の制度の使い方を紹介したり、外部の制度につないだり、教職員と連絡を取ったり、学内のサポートにつないだりします。



このように、CSWが中心となり、個々の学生の抱える問題を把握し、その問題に対して、個々の学生の抱える問題を把握し、その問題に対して、個別に適切な機関につないだり、アルバイトを紹介したりします。また、学生と親との家族関係に介入するなど多岐にわたる個別支援を行い、社会の中で生きるために、外と学生をつなぎ解決に導く専門職です。そのため、心理的な悩み事を相談できるカウンセラーと、金銭的な問題を福祉とつないで解決に導くための専門家である CSW は、どちらも必要であり、学生の抱える困難を両輪で解決していくことが重要です。学生が安心して大学で学び続けることができるように、そしてより良い学生生活を送ることができるように、CSWの導入を進めていきたいと考えています。

今後の方向性の具体例として、CSW を導入されている日本福祉大学を4つの観点から紹介します。

1 つめに、大学の支援・相談窓口が一元で、重層的にあるということが特徴です。CSW、学習支援、障害学生支援、カウンセラー等の組織があり、すべてが学生課の下で一元的に運営されています。専門職員と大学職員、教員間、ときには市役所(行政) や地域の方々と連携を取りながら、学生の抱える問題に対して、必要な支援をそれぞれに行っています。学生、教員ともに相談対応フローがあり、困りごとに対して解決する窓口が明確化されています。

2 つめに、学生のことを把握するためにアンケートと面談が行われていることです。学生全員に対してアンケートを実施し、心配な学生に対しては個別に面談を行います。また、履修状況や授業の出席状況、成績など気になる学生がいた場合もフローに従って個別面談につなげます。このように「困りごと」と「学生」を知る取り組みが進められています。

3 つめに、勉強面でのサポート等を行うピアスペースがあるということです。居場所がある、仲間がいる、困ったことを相談できる場所があるということは学生にとってとても心強いと思います。

4 つめに、自治会があるということです。現在 県大には自治会がなく、当事者である学生の声が 集約され大学に伝えられる場面があまりありませ ん。学生自身が声を大学組織に届け、問題解決す る仕組みを作っていきたいと思います。

以下に紹介する『学生助けたいんじゃー』の Twitter アカウントにて、随時学生の声をお届け しておりますので、ご覧いただけたら嬉しく思い ます。また、我々の活動にご協力いただけるとい う方や、興味があるという方は、こちらのメール アドレスからご連絡ください。

Twitter 学生助けたいんじゃー: @tasuketainja gakusei.tasuketainja@gmail.com

パネルディスカッション

パネリスト 一原 雅子・宮下 摩維子・松浦 旦周・佐藤 美帆 コメンテーター 津富 宏 ファシリテーター 中道 貞子

中道:最後のパネルディスカッションに入ります。 休憩時間に頂戴した質問にそれぞれのパネリストの方からお答えいただきたいと思います。 はじめに一原さん、よろしくお願いします。

一原:まず「仕事と家庭の両立は難しいので大変 でしょう。今一番の悩みは何ですか」とありま す。自戒を込めて白状しますと、どこかでいつ も、早く寝てくれないかな、 論文書きたいな というのがあって、本当に安心して子どもと向 き合えている時間が非常に少ないというのが 実感です。娘は毎日音読の宿題があって、「マ マ、聞いて」と嬉しそうに来ます。ふんふんっ て聞きながら頭の中では全然別のことを考え ているのに、「良く読んだねぇ」と言っている 自分がすごく情けない。小4の娘は、本当は私 の心ここにあらずなのを見抜いていて、このま までは多分、問題を抱えても黙ったまま思春期 に入るのかなと思ってしまいます。もっと自信 を持って安心して、そんなに急いで論文を書か なくてもいい、それだけが評価ではないと思え るようなものがあれば一番ありがたいと思い ます。

チャットからは、「職場におけるアファーマティブアクションとして、どういったことがあればよかったとお考えですか」と質問をいただきました。この方は女性研究者で、国連の会議にも派遣されたが逆差別だと異論が出たと。よく分かります。すごく難しいのですが、現状で

は逆差別と言われます。今すでに不公平があるからこそ、逆差別と呼ばれても、一種のクォータ制であってもラディカルなものを入れないと何も変わらないと思います。先ほど紹介したRPD〈Restart Postdoctoral Fellowship〉という学振の特別研究員の募集で、育児による研究中断があった研究者しか応募できない資格要件枠では、採用率が10%ぐらい違うので非常にありがたい。似た環境にある仲間の中で評価されるとか、結果としてフルタイム男性ともさほど差が出ないような評価システムがアファーマティブアクションとしてあれば、と望まれます。

他に、「学会などで支援を受ける場合に、子どもを連れて行くホテル代、交通費、また託児所とかべビーシッターも必要ですか」との質問がありましたが、私は一度も連れて行ったことがありません。多分子どもは行ってもあまり楽しくないので、義父母や夫に頼み、海外出張もずっと断念しています。「若い研究者を支援する団体がある」とある方には教えていただきました。こういう団体が知られるよう発信していけたらな、と思います。

中道:イベントなどで一時的な保育室が開設されることがあると聞きますが、そういう機会ができてくればよいと思いながらお話を聞きました。続きまして、宮下さんからお願いします。

宮下:会場の方から「養育費確保のためのマイナンバーの活用はとても有効な手段だと思う一方、『法は家庭に入らず』の法原則との兼ね合いなどで非常に難しい課題がある」とご指摘をいただきました。私ははじめ、養育費は徴収すればいいと思っていましたが、一筋縄ではいかないとだんだん分かってきました。まずは払いたくなる親子関係の構築が非常に重要です。面会を許してすらもらえないのに払うものか、と思う親がいるのも当然で、交流の機会をたくさん設ける、それを可能にする仕組みを作ることで、金銭面だけでなく精神面でもいい関係を構築して行くことが大事でしょう。養育費の問題と面会交流の問題は今後セットで検討していかなければならないと思っています。

「養育費を払わないだけではなくて払えない 方もいるのではないか」というご指摘もいただ きました。確かにその通りですが、一定額の収 入があるなら、裁判所が間に入るなりして払え るだけの額を算出し、その額が子育てに到底足 りなければ、そこからが社会福祉の出番かなと 思います。まず家庭の中である程度の義務を果 たしてこそ、社会保障が社会からの理解も得ら れ、正当性が生まれるのではないでしょうか。

「子どもの養育費は大企業など富を持っている民間企業が社会貢献事業の一環で行ったり、コミュニティの中で担ったりという方向性はあり得るでしょうか」と質問いただきました。もちろんあると思います。民間企業が社会貢献をしていること自体が、企業にとってプラスのイメージアップに繋がるところもありますので、養育費の問題にも企業が関心を持ってくれたらいいと思っています。一原さん、環境問題に関しては民間企業の行っている取り組みとしてどういうものがありますか。

一原: 今、環境問題では SDGs がとても注目されています。一番わかりやすいのは脱炭素です。「いついつまでにわが社はサプライチェーンを全部脱炭素にします」など社会にとって良いことをするのも広い意味では社会貢献でしょう。そうしたものがどんどん取り上げられていくのではないでしょうか。

宮下:養育費に関しても、環境問題と似た流れができていけば良いと思います。それには働きかけが必要と、今日津富先生に教えていただきました。

「子どもの貧困の定義は何か」というご質問 をいただきました。貧困には相対的貧困と絶対 的貧困があります。まず絶対的貧困とは、私た ちが想像する、食べられないとか住む場所がな いといった貧困状態を指します。一方、相対的 貧困とは、所得がその社会内の全世帯の中間値 の半分に満たない状態を言います。たとえば高 校の進学率が 90%を超える日本社会の中で経 済状態のために進学できないとなると、相対的 貧困に該当します。大学生なら、大学に行ける のだから貧困状態じゃないと言う意見も一定 数あると思いますが、相対的貧困に該当する場 合があるかもわかりません。どんなに貧しくて も高額なスマホを持っている若者を見ると、年 配の方たちは、もっと安いものでいいじゃない かと思うようなのですが、実際にはパソコンを 買えないからスマホで全部行い、しかもスマホ がなければアルバイトもできないので、どうし ても必要なんだという話も聞いています。それ が相対的貧困と絶対的貧困の差です。

それからもう一つ、「家裁で仕事をしていま したので養育費不払いに関しては大変問題で あると思ってきました。少しは良い方向に向か いつつあるようですが、民事執行法が実際に利用されるよう促す社会の動きも大切だと思いました」というコメントもいただきました。まさに法制度が改正されたばかりですので、周知が大事だと思います。

「DV 関係での離婚の場合、懸念される問題があります。お考えをお聞かせください」という共同親権に関連するご質問をいただきました。ドメスティックバイオレンスによって離婚した場合、共同親権を前提とすると、その子どもに対する決定をひとりの親ではできなくなります。つまり DV の加害者に対しても、何か意思決定の度に連絡をとって同意をとりつけないと決められない、予防接種さえも打てない状況になる危険性がありますので、私は基本的には共同親権には反対の立場です。その上で面会交流等の促進とか、それを可能にする方法で、親子関係をもっとプラスの方向に進めていく必要があると思っています。

オンラインによる民事訴訟法や民事紛争解決も私の研究テーマの一つです。民事訴訟法が改正されると、オンライン活用が大いに進むと考えられます。裁判所に行かないと調停も、もちろん裁判も受けられないことが、ドメスティックバイオレンスでは非常に高いハードルになっています。裁判所で直接顔をあわせたあとに、たとえば追いかけられたり、シェルターの場所を突き止められたりして、また被害が発生してしまうこともあるので、今後、オンラインの活用が問題を乗り越えるための一つとなりうるのではないか、それをどう構築して行くべきか、と私も考えているところです。

もう一つ「男子学生への教育大賛成です。世 界のほかの国の例の提示も良いと思います。今 後政策への反映はどうすれば実現するとお考 えでしょうか」とご質問いただきました。政策を考えつくことはできても、それをどう導入・実現して行くのかがすごく問題で、私は2月にも聞き取り調査と文献の調査をしてこようと思っています。イギリスでは、強制執行制度が導入されましたが、社会の理解を得ないままに導入し、進めてしまったがために個人のプライバシーが暴かれ、未払いの親が大変な批判を受けて自殺者が多数出たと報告されています。ですから、社会の理解を得つつ政策を導入するという観点を大事にしたいと思っています。

中道: 皆さん、ありがとうございました。発展途 上国での貧困と日本の貧困の違いなどを思い ながら、聞かせていただきました。

一原:会場の方からもう一つ質問がありました。 研究者のお嬢様が、論文が書けないのでお子さ んを持たないという決断をされたことについ て、「非常に残念。一つの決断ではあるが、仕 事を持つことが人としての幸せのマイナスに なってよいのか、多くの社会的なケア・支援が あれば可能なのか。社会が大きく変わる必要が あります」と書かれていて、私は娘さんの気持 ちがすごくよくわかりました。私は子どもを持 ってから研究を始めましたが、もし持つ前であ ればすごく迷ったと思いますし、大学時代の研 究室には留学生も、未婚の若い女性研究者も多 く、これからがすごく迷うとか、子どもを持っ たらどうやって論文を書いていくのだろうと 悩むと言っていました。そういう悩みをしなく ていい研究界があったら、と私も本当に思って います。

中道:大学女性協会の守田科学研究奨励賞を受賞 された方の中には、何人もの子どもさんをお持

ちの方や、子ども連れで海外に行かれた方もあると聞きますので、そういう方の話も参考にしながら良い方向に向かえばよいなあと思いながら、お話を聞かせていただきました。宮下さん、何かありますか。

宮下: 私の周りは独身が大変多く、独身の女性研 究者は結婚とか子どもを産む手前で止まって しまう傾向にあると思っています。たとえば、 今の大学に就職した時、同年代の既婚の女性研 究者が、「子どもを産みたいと思っているけれ ど、どのタイミングで産んだらいいかわからな い」と言っていました。今、大学は状況が厳し いので任期付きで採用を行い、その任期のどの タイミングで産むかによって昇進できたりで きなかったり、出産によって職を失うことも制 度上あります。先輩教員に、「教育と子育てと どっちがやりがいあると思う?」と問われ、子 育てのほうがやり甲斐がありそうとは言えな かったというエピソードも聞いたことがあり ます。ですから制度の問題とは、それがあるこ とと使えることは別だと思いました。

中道:ありがとうございました。そうしましたら 佐藤さんと松浦さん、お願いします。

松浦:私たちはまず、「そもそも困っている学生の存在は最初、どういう形でわかったのですか」という質問をいただきました。この『学生助けたいんじゃー』が始まったのが2021年です。ただ『たべものカフェ』という活動はコロナが流行った2020年に始まっています。津富先生と県大にいる他の先生方の間で、コロナが流行り始めて飲食店や居酒屋でアルバイトをできずに困っている学生がいるんじゃないかという話になり、では学生が食べ物を受け取れるよ

うな場を、となりました。大学もその当時オンライン授業だったので、学生が孤立する状態がありました。一人暮らしで新入生だとどうしても友達もいない、その上オンラインでは孤立してしまう。それを解決して行くために始めたのが『たべものカフェ』だというふうに私は認識しています。その『たべものカフェ』を、コロナの流行っていた時期に毎週やっていく中で、家庭だったり、奨学金だったり、コロナ以外の要因で困っている学生がいることが分かった、といったところです。

これに関連して、「『たべものカフェ』の物資はどこから来ていますか」という質問がありました。『たべものカフェ』の始めは津富先生や有志の先生がやっていた緊急支援プロジェクトからお金が出ていました。そのお金でスーパーに行って野菜や果物、そのほかの食料品などを買っていたのですが、今は大学への寄付です。基金があってその財源でやらせてもらっているというところです。

津富:初期は当時の学長が非常に熱心でしたので、 予算を確保していただいていました。ただ、学 長が変わったのを機に予算から外されて、あら ゆる人々から寄付を受けられる「おおぞら基金」 という寄付によってやっています。ですから今、 基金の予算残高が足らなくなってくると SNS で寄付のお願いをしたり、この夏休みには学生 たちが静岡駅の街頭で立って寄付を呼びかけ たり、という形でやっています。

県庁でいろいろお願いをしたら予算がついたのは事実で、県庁は食べ物の寄付にも使えると明示してくれましたが、結局は現金給付にしかなりませんでした。だから学生たちが要望したことが充分に理解されなかったことを残念

に思っています。県の予算は県内の大学全てに配られたので、うちの大学には1億くらい来たのではないでしょうか。それを取り崩しながら使っています。ですから、たとえば「5万円を配ります」と言うと、絞っているようでも2~300人の学生は取りに来ます。すると一回で1000万、2000万という額が大学生に対して配られるんです。

松浦: 訂正と補足をありがとうございます。それから「地域の方々には拡げませんか」というご質問もいただいております。今年に入ってから地域の様々な方から寄付をいただくようになりました。学生が今、困っているものや困っていることないですか、と聞いてくださる地域の方もいらっしゃいます。ただ、もっと地域の方には関わっていただきたいですし、私たちも関わっていければと思っています。ここは『学生助けたいんじゃー』や学生ボランティアセンターでこれから頑張っていかないといけない所かなあと思っています。

「根本的な解決策のイメージは」というご質問もいただいております。先ほどお話させてもらったキャンパスソーシャルワーカーを導入することが大学を良くするためのはじめの一歩だと私は思っています。根本的な解決策とは、経済的な面でも仕組みの面でも、学生一人一人がつらい思いをしなくなることで、そのためには大学にいる教職員や学生の誰もが気にかけられる、そういう仕組みがあることだと思っています。

それから、「パワハラ、セクハラの相談もありますか」というご質問を受けています。ほとんどないのではと思いますが、ただ薬学部とかでは、実験室への拘束時間が長く、アルバイト

に行く時間もご飯を食べる時間もないという 悩みを話してくれる学生さんもいます。

津富:認識の違いかもしれませんが、パワハラと解釈できることが数多く起きているんじゃないかと思います。研究室拘束なんかも非常に厳しいですし、先ほど佐藤さんから話がありましたが、看護学部は実習に関連した交通費は学校が補助してくれないので、自宅に近い病院に行かないと交通費が出せない。これは結構な問題になり、静岡新聞も書いてくれました。教員に言っても取り上げてもらえないのは、個人的には一種のパワハラだというふうに思っていて、パワハラ的な文化が定着しているというのがあると思います。

松浦: それも確かにパワハラだって言えるところですね。次の質問は、「カフェの活動、素晴らしいと思います。常時 20~30 名が来ているとのこと。孤立して、相談にも支援を求めにも来ないという人もいるのではないかと思うのですが、どのようにアウトリーチをしていますか」です。宅配の『たべものカフェ』が今年始まりました。

津富: すみません、宅配での『たべものカフェ』 は去年の 11 月からで、まもなく一年です。受け取った時点で生活状況をグーグルフォーム で報告いただきます。これは基本的には、実際に受け取りに来る『たべものカフェ』で書いていただいているのと同じです。それを読んで、生活が苦しいという学生さんにはメールを出します。

松浦: 訂正ありがとうございます。それから、「今日のご縁を機に、私たち大学女性協会に何か具体的にできることはありますか」というすごく

ありがたい申し出をいただきました。寄付とか、近くの方には野菜提供とか。それからこの『学生助けたいんじゃー』という活動を知っていただくのも、大きなことだと思っています。

津富:今日の話を聞いて、自分の大学でも少し取り組んでみようとして、本学に話を聞きに来てくださるとかすれば、外からも注目されていることがわかってプレゼンスが高まるでしょう。あとは各大学で学生の困っている話を聞いて発信すると、社会の空気が変わるかなと思います。

佐藤:『たべものカフェ』に来る学生さんのお話を聞くと、客観的にはすごく大変な状況だと思うのに、本人からは、「私なんかが利用していいの」みたいな声を聞くのです。お金のことは話しにくいので、そのハードルを下げてあげるというか、声かけをするとかで利用しやすくなるんじゃないかな、と個人的に思います。

宮下: 先ほどの、ハラスメント委員会があるのに 相談がない、というのとまさに同じですね。

一原:はい、私もお話を聞いて本当にそう思いました。お金は即効性がある点で有効な手段だから、受け取る側がもっと迷いなく行けるようなところが必要だと思います。

中道: ありがとうございます。 残り時間が少なく なりました。 最後のまとめを 1 分ずつでお願い します。

一原:女性研究者も時間とかいろいろなハンディを背負っているけれども、結果として、フルで頑張っている方と同じように評価してもらったり、安心してワークライフバランスを取ってできるような制度設計をしてほしいという政

策提言をしてください。海外の人々と繋がって、 外圧をかけて、日本の国を変えてほしいとも思 います。

宮下: 私も政策提言をお願いしたいのと、先輩方は女性として、いろいろなものを両立してこられたと思いますので、そうした経験を共有していただきたい。それに、たとえば私たちが採用された時に、女性だからかなあと心配になる時があるんです。そんなことを考えなくてもいいのか、謙虚にすべきか、実力だと威張ればいいのか、そのあたりの心構えなどを率直にお話できる場を設けていただけるとありがたいです。

佐藤:全国どこの大学でも同じようなことが起こっていると思いますので、皆さんの身近な大学生、関わっている学生たちは困ってないか、と気にかけてもらったり、こういう活動を広めてもらったり、私たちの取組みに対して何かアドバイスがあれば、是非、細かいことでもいただければ嬉しいなあっていう感じです。

松浦: 佐藤さんが言ってくれた内容とほとんど同じですが、キャンパスソーシャルワーカーなどの取組みをまず知っていただいて、自分の大学でも同じようなものがあったらどうだろうと考えていただいたり、それからこういう取組みがあることを他のお知り合いに伝えていただくことで、ゆっくりでもどんどん活動が広まっていけば、と私は思っています。

中道:パネリストの皆さんには、これからの社会で何が必要か、また私たちに望むことについて、 具体的にお話をしていただきました。私たちも何ができるかを考えていきたいと思います。最後になりましたが、津富先生からのお話をお願いします。 **津富**: 今日は皆さんありがとうございました。今日来てくれた学生は先輩の方々の話を聞いて、どう生きて行くかということをもらって帰ってくれるんじゃないかと、僕は願っています。

一原さんも宮下さんも何らかの正義を大事にしてより良い社会を作ることでお仕事をされ、それが必ずしもそう簡単じゃない部分もある、というお話とか姿を見せていただいたことが学生にとって価値があったと思います。なぜかというと、正義を成立させようとしている大人がいることを信じられないとしたら、本当に損得しかなくなってしまいます。そんな社会は生きるに値しない。それでも生きなきゃならない、希望を持ちにくいというのが、今の若い人たちが生きている時代だと思っているので、今日は本当にありがたい機会だと思いました。

大人になっていくというのは、自分の専門分野できちんと戦える言語とか、理屈だとかを持っていることだと思っているので、大学女性協会の中ではそういう伝達・刺激がずっと行われてきたのではないかと思うのです。宮下さんはお母さんが大学女性協会に入っておられて刺激を受けた、とお聞きしました。 だからそのような場に加えていただいたことをとても嬉しく思います。

私はオーガナイズすること、単に一人一人が 頑張るだけではなく、相互作用を起こせること がとても大事だと思っています。私たちがやっ ていることは、実は大学だけでは解決できなく て、大学は資源を外部から調達していますから、 社会の、政治的な意思決定とか、影響を与える 方の力も必要です。そういう意味で、本当に静 岡でやっていることはささやかなんですけれども、僕らの取組みがお役に立てばなと思います。皆さんがお持ちの力は、本当に、もっともっと生かせるんじゃないかなと思ったりします。大学女性協会として何をするかは皆さんが議論されることだと思いますが、たとえば権利だとか正義だとか、放っておくと形骸化しやすいことをぜひ大事にしていただきたい。この二つはそもそも繋がっている概念だと思うので、そういう取組みをぜひ続けていただければ、と思います。今日はどうもありがとうございました。

中道:ちょうど時間になりました。最初に申しま したように、今日の開催趣旨は、基調講演者と パネリストの皆さんに考えや思いを伝えてい ただいて、私たちはそれをしっかり聴くことで した。実際に、いろいろなお話を聴け、参加者 がたくさんの質問を出してくださったので、多 くのことを考えることができたと思います。そ れによって分野の違う人も繋がっていく、繋が ることで何かができる力になると思います。そ してそれを続けていくこと、継続が力だと思い ます。私はアフガニスタンの教育支援をしてい て、本当にもうやめたくなることがいっぱいあ りますが、それでもやはり継続は力と思ってい ます。みんなで繋がり、そして続けていって、 来年の全国セミナーでは活動をご発表いただ いて、より充実したセミナーにしたいと思って おります。皆さま、その節には、どうぞよろし くお願いいたします。これでシンポジウムを閉 じたいと思います。

公開シンポジウムを終えて

2022 年度公開シンポジウム 企画委員長 中道 貞子

コロナ下での生活が始まり、2020年度からの公開シンポジウムと全国セミナーは、対面と Zoom によるハイブリッド形式での実施となりました。反省すべき点は多々ありますが、それでも今、私 たちが新しく手に入れたオンラインというツールは、良くも悪くも手放せないものになっています。シニア世代の多い大学女性協会でこうした新しい試みができますのは、ひとえに運営に携わった会員の皆さまのご協力、ご参加いただいた皆さまの温かい励ましがあってのことと感謝しております。

昨今、私たちはヤングケアラー、ケアワーカー、デイケアなどの言葉をしばしば耳にします。そこには弱者を世話するというイメージがあり、ともすれば、支援する人/される人という構造でとらえてしまいます。そんな中、津富宏先生による基調講演では、「ケア」の意味・あり方を改めて考える貴重な機会をいただきました。

続くパネルディスカッションには、若手会員のお二人と静岡県立大学で学ぶ学生さんお二人にご登壇いただきました。一原雅子さんからは、研究と家庭生活の両立に日々奮闘されている様子をお伺いし、女性研究者の状況について考えさせられました。宮下摩維子さんからは、男子学生にもジェンダーの問題を考えてもらう機会を与える教育者としての視点、また、社会的弱者の力になれる研究をしたいと取り組んでおられる研究者としての立場からのご報告をいただきました。佐藤美帆さんと松浦周旦さんからは、大学生の現状やその声のご紹介だけでなく、『学生助けたいんじゃー』を組織して素早く実りある活動を実践された取り組みをご報告いただきました。会場からは多くの質問が寄せられ、それにお答えいただくことでほとんど時間がなくなってしまいました。十分なディスカッションができなかったことは心残りでしたが、これからの日本社会の担い手となる世代の熱意溢れるご発表を受け、この日の学びを一過性のものにしてはいけないと強く思いました。

その一方で、私自身の生活を振り返って正直に申せば、私にできることは何だろうかという思いが頭をよぎります。私が今の住所に居を構えて 50 年余りが過ぎましたが、仕事人間だったためにご近所付き合いもなく、いまだに自分のやりたいこと、やらなくてはならないことに日々追われる生活です。また、さまざまな困難をかかえた人々に直接接する機会もほとんどありません。そのような生活を送る私が一歩踏み出すきっかけはどこにあるのだろうかと悩みます。

それでも、改めて基調講演を思い起こしますと、ご紹介のあったペストフの三角形の中心には協会 (Associations) がありました。私のような者であっても、協会という組織で動けば何かができるはず。大学女性 < 協会 > として何ができるかを今一度考えてみたいと思います。次年度のセミナーが「非常に異なるものがお互いにそこで交流することによって、あるいはぶつかることによって影響を与えあう場: 萃点」となることを願って・・。

事後アンケート結果報告

A. 概要

公開シンポジウム

日時: 2022年10月22日(土) 10:30~16:00

形態:対面参加と Zoom によるオンラインの併用

B. 参加者

参加者数:対面参加者 46名 オンライン参加者 44名 合計 90名

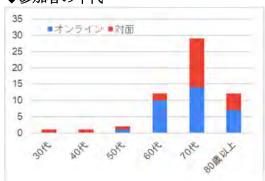
アンケート回収者数:対面参加者 25名 オンライン参加者 32名 合計 57名

アンケートの回収率は63% (対面参加者54%・オンライン参加者73%)

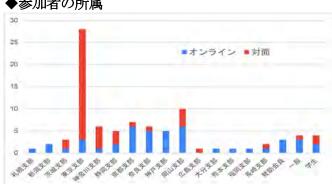
アンケート回答者の参加形式は、対面参加 44%・オンライン 56%

以下に、アンケート結果を報告したい。

◆参加者の年代



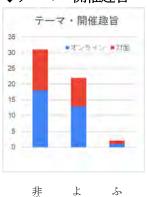
◆参加者の所属



参加者は70歳以上が72%を占め、対面参加及びオンライン参加者数はほぼ等しいのに対し、60歳 代以下ではオンライン参加が69%を占めていた。対面参加は東京に近い支部所属者が多いが、オンラ イン参加者は札幌支部から長崎支部まで広範囲にわたっていた。

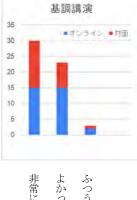
C. 内容の評価

◆テーマ・開催趣旨



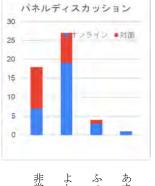
よかった

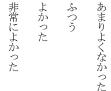
◆基調講演

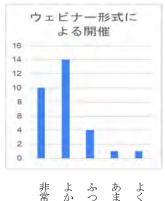


ふつう よかった

◆パネルディスカッション ◆ウェビナー型式







よかった 非常によかった あまりよくなかった よくなかった

事後アンケート結果報告

テーマ・開催趣旨については、96%の参加者が「非常によかった・よかった」との回答であり、主催者の趣旨は概ね肯定的に受け止められたと思われる。基調講演およびパネルディスカッションについても「非常によかった・よかった」を合わせると、基調講演 95%、パネルディスカッション 87%といずれも高い満足度であったことがわかる。ウェビナー形式に関しては「非常によかった・よかった」を合わせると 80%となっており、基調講演やパネルディスカッションの満足度に比べると満足度が下がっている。「あまりよくなかった・よくなかった」も各 1 あり、ウェビナー運営の難しさを改めて感じる処となった。

以下、回答のあったコメントから、いくつかを紹介したい。

◆基調講演について

- ・ペストフの三角形の、中心の Association 部分が空洞化している現況を変える重要なヒントをいただ きありがとうございました。大学女性協会も Association です。自分事と分かりました。
- ・当事者と支援者を切り分けず、境界線をひき直すなど、支援活動で陥りがちな支援者と被支援側の 上下関係をどうくずすかに大いにヒントを得た。ミュニシパリズムは大変参考になった。
- ・ケアを中心としたまちづくりの重要さを感じ、何ができるかを考えていきたいと強く思いました。 静岡方式や、ミュニシパリズムについてもっと知りたくなったので、勉強したいと思います。
- ・今の日本社会の閉塞感(社会的排除、中産階級の凋落、生きづらい)を変える為のツールをいただきました。杉並区の今後にも注視しながら、身近なところで発信しようと思います。
- ・現代社会で最も困難な点を、内外の文献を参考にしつつ、身近なところから活動をはじめられた事 例がすばらしいと思いました。学生の主体性を重んじるのもよかったです。
- ・ケア中心社会の vision が具体的によく理解できた。それには男性の意識改革が必要でしょう。ケア = 女性でない共生社会の創出を。
- ・ケアしあう社会は目の前の出来事を放置しない中から始まり、ケアワークの真ん中に政治の女性化 を置くといったお話が印象的でした。
- ・文字が多かったので、資料がほしいと思った。内容を時間内で完全理解するのは無理ですので。

◆パネルディスカッションについて

- ・研究の場、大学でのとりくみ等、現代の課題が見えたと思います。相対的貧困、ジェンダー、人間に 対するあたたかく、やさしい眼差しを基本においた議論になったと思います。
- ・日本の行き詰った感が諸方面から明らかにされたと思いますので、基調講演のご趣旨が、より明確 になりました。一人一人の考え方と行動を変えていかなければならないと思いました。
- ・パネルディスカッションは様々な意見が出ましたし、一つ一つにお答えをいただき興味深いもので した。特に法律問題と関わる問題が学べました。
- ・制度ができてもそれが根付く風土をどのように育てていくか、これからの課題です。だれもが働き やすい、生きやすい風土を大学女性協会から発信できるようにしたいものです。
- ・若い方々が今後社会活動を進めるについて具体的な内容が出ていたので、今後の進展に期待する。
- ・大学生が自分たちの活動を積み上げる中でこんなにもしっかりした講演ができるのかとその成長が

みて取れることに感動しました。特に問題を身近なところに見出し、そこから自分たちの活動につなげて活動を広げていくそのプロセスがよく見えて参考になりました。

- ・若い世代の人たちが自分の経験を活かしながら次の世代のためにできる活動をしている姿に接する ことができ頼もしく思いました。
- ・若い方々の発表はそれぞれ深刻な問題点を紹介していて、考えさせられました。ぜひここから前進してよりよい社会に向かえるよう、JAUW も助力できるとよいと思いました。

◆シンポジウム全体について

- ・若い方々が社会の課題をしつかり受け、何とか解決していこう、現状を動かしていこうという姿に、 これから期待していきます。
- ・今まさに起こっている、現実の問題にフォーカスしたことは意義深いと考えます。
- ・学生さんが入られることにより、新しい風が吹きました。よかったです。私たちとして、地域として 何ができるか、次へのテーマとなりました。
- ・全体としての印象が若返ったということです。ただ、かかげられた JAUW のテーマと関連した話であるかどうか、要点がはっきりしなかったという欠点もありました。
- ・活発な質問が多くでて、よいシンポジウムであったと感じました。貧困という問題への若い方の積 極的取り組みに頭が下がるとともに、日本が岐路にあることを改めて痛感させられました。
- ・JAUW は、この学習を通して何をしていきたいかを考えることが大切なので、JAUW が学習して終わり、をくり返してきたことへの反省がある。高齢集団になって無理ができないので、せめて政策提言を再開すべきと思う。
- ・男性の講師、若手男性のパネリストが参加してくださったことは良かったです。このシンポジウム の目指すテーマの目標達成には男女共に議論し考えていかなくてはと思います。
- ・オンラインと会場のハイブリッドは難しいと思いますが、年ごとにスムーズになっていると感じました。ときどきトラブルが生じましたが、短時間で回復してよかったです。
- ・私のネット環境のせいか、登壇者の方がマスクをされているからか、少し聞き取りにくかったこと が残念でした。

◆今後取り上げてほしいテーマほか

- ・政策決定の場にいかに女性を増やしていくか
- ・国際的な視野からの教育問題の検討
- ・若い方を中心にしたこれからの社会を考えるテーマ
- ・女性研究者の生涯設計など
- ・仕事と女性のボランティア活動と意識について
- Gender Equality
- ・企業や地域社会での固定的役割意識の変革について
- ・支部で活動している方々の登場
- ・男性も多く交えて行うシンポジウム

一般社団法人大学女性協会 2022 年度公開シンポジウム担当委員

 総
 括
 会長
 岩村
 道子

 企画委員長
 副会長
 中道
 貞子

 実行委員長
 副会長
 市川知惠子

企画委員会

穐田 信子 秋光 正子 市川知惠子 岡崎 優子窪田 憲子 嶋田 君枝 山下いづみ 鷲崎 千春

実行委員会

穐田 信子 秋光 正子 植松ちどり 太田惠子 岡﨑 優子 菊地 康子 嶋田 君枝 窪田 憲子 佐々木澄子 菅原 洋子 鈴木 公江 建部 静代 中山 正子 中山 律子 縄田眞紀子 西向みち子 端本 和子 長谷川瑞穂 藤谷 文子 細田 照子 牧島悠美子 松﨑 和子 森川 淳子 山下いづみ

鷲崎 千春 渡部由紀子

報告書作成

穐田 信子 嶋田 君枝 中道 貞子

本部事務職員

坂本 和子

一般社団法人大学女性協会公開シンポジウム 2022

教育・ジェンダー・共生

~ユースの視点から見直そうこれからの日本~

発 行 2023年3月1日

発 行 者 一般社団法人 大学女性協会

 $\mp 160-0017$

東京都新宿区左門町 11-6 パトリシア信濃町テラス 101

TEL: 03-3358-2882 URL: https://www.jauw.org

印 刷 ヤマノ印刷株式会社

∓101-0045

東京都千代田区鍛治町 1-6-15 井門神田駅前ビル

TEL: 03-3253-8851 FAX: 03-5297-2713

